



接続約款変更認可申請書

東相制第15-00085号
平成28年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわがぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味	用語	意味
1～15 (略)	(略)	1～15 (略)	(略)
16 活用型PHS事業者	PHS接続装置、PHS網制御局等当社又は特定端末系事業者の電気通信設備及びその機能を活用するPHS事業者	16～17 削除	
17 接続型PHS事業者	活用型PHS事業者以外のPHS事業者		
18～60 (略)	(略)	18～60 (略)	(略)
61 基地局回線	当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置(当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限り)との間に設置される端末回線	61～66 削除	
62 PHS端末	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に規定する移動電話端末であって、PHSの用に供するもの		
63 PHS接続装置	位置登録、一斉呼出等PHSシステム特有の接続制御手順を実現するための当社の設備(遠隔装置及び遠隔装置までの伝送路設備を含みます。)であって、当社の加入者交換機と基地局回線との間に設置されるもの		
64 サービス制御局	PHS端末の認証、位置登録の機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための制御機能を受け持つ装置		
65 サービス制御統括局	PHS用サービス制御局(サービス制御局であってPHS接続装置に当社若しくは特定端末系事業者の加入者交換機及び共通線信号網を介して接続されるもの又は当社若しくは特定端末系事業者が指定する加入者交換機に共通線信号網を介して接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。)への契約者情報の転送、PHS用NSPから送出されたトラヒック情報の収集、集計及び当社の料金明細センタへ料金情報の転送を行う機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための管理機能を受け持ち、サービス制御局の制御等を行う装置		
66 PHS網制御局	PHS用NSP及びPHS用サービス制御統括局(サービス制御統括局であってPHS用NSPと接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。)		

第 10 章 料金等

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とし、その通信が手動交換機能を利用するものであるときは、当社及び協定事業者双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能及び加入者交換機能メニュー利用機能については、この限りではありません。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第 10 章 料金等

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能及び加入者交換機能メニュー利用機能については、この限りではありません。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1 第1欄、2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11 第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1 第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。 この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、平成18年度にあっては、当年度の1月に適用される合算番号単価(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。)において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価(修正合算番号単価を含みます。)をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。)、前年度末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び前年度の実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)を用いるものとし、平成19年度以降の事業年度にあっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価を用いて料金額を再算定(2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績(平成18年度にあっては年度の実績トラヒックの4分の1とします。)で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとし、
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8又は2-11(第11欄から第21欄を除きます。)に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11 第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1 第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。 この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績(公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。)において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価(修正合算番号単価を含みます。)をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。)を用いて料金額を再算定(2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとし、
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8又は2-11(第12欄から第20欄を除きます。)に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。

(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2（料金額）2-7、2-8、2-9又は2-11第11欄に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1第1欄又は第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ (略)
(8)-2 ～ (12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせ適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14)～(17) (略)	(略)
(18) 手動交換機能の適用	ア 手動コレクトサービス取扱機能を利用した場合には、その料金に併せて手動交換サービス接続機能に係る料金の支払いを要します。 イ 協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、3分までの料金額及び3分を超える1分までごとの料金とし、通話地域間距離の区分、時間帯の区分、土曜日・日曜日・祝日の区分を設定することはできません。 ウ その手動交換機能を利用する協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が2以上ある場合は、その協定事業者間で協議の上、1の利用者料金を設定することを要します。 エ 協定事業者（中継事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、当社の契約約款等に規定する利用者料金と同一の設定とすることを要します。
(8)-2～(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2	

(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2（料金額）2-7又は2-8に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ (略)
(8)-2 ～ (12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせ適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14)～(17) (略)	(略)
(18) 削除	
(8)-2～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-	

<p>線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用</p>	<p>－5－3若しくは2－11第19欄、2－1－1－2第2欄ア欄又は2－13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>	<p>備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用</p>	<p>1－1－2第2欄ア欄又は2－13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
---	---	---	--

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額		
区 分			単位	料金額	備考	
(1) PH S基地 局回線 機能	基地局回線により 接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1- 1のもの	1回線ごとに	1,704円	PHS 事業者 に適用 しま す。	
		イ 保守の区別がタイプ1- 2のもの	1回線ごとに	1,704円		
(2) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2欄 で接続 する場 合)	端末回 線を収 容する 伝送装 置及び 端末回 線より 伝送を 行う 機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	
		ウ 光信号 伝送装 置により、1 Gbit/sま での符号 伝送が可 能なもの (以下、「1 Gbit/sタ イプ」とい います。)	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,604円	2-1 の4に 係る料 金は含 みませ ん。
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,604円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,652円	
(3) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第5欄 で接続 する場 合)	端末回 線より 伝送を 行う 機能	ア 2線式の もの	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1回線ごとに	1,202円	
(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの			1回線ごとに	1,202円		
(ウ) (ア)(イ)以外のもの			1回線ごとに	1,238円		
イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,476円			
ウ～エ (略)		(略)	(略)			

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額		
区 分			単位	料金額	備考	
(1) 削除						
(2) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2欄 で接続 する場 合)	端末回 線を収 容する 伝送装 置及び 端末回 線より 伝送を 行う 機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	
		ウ 光信号 伝送装 置により、1 Gbit/sま での符号 伝送が可 能なもの (以下、「1 Gbit/sタ イプ」とい います。)	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,337円	2-1 の4に 係る料 金は含 みませ ん。
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,337円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,377円	
(3) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第5欄 で接続 する場 合)	端末回 線より 伝送を 行う 機能	ア 2線式の もの	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1回線ごとに	1,353円	
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1回線ごとに	1,353円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,394円	
		イ 4線式のもの	1回線ごとに	2,787円		
		ウ～エ (略)	(略)	(略)		

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	169円		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	169円		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,220円
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,220円		
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,257円	
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	45円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	421円		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	421円		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,472円
				② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,472円	
C A B以外のもの	1回線ごとに	1,509円						
A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	297円						
B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	297円						

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	228円		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	228円		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,384円
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,384円		
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,426円	
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	52円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	497円		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	497円		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,653円
				② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,653円	
C A B以外のもの	1回線ごとに	1,695円						
A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	321円						
B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	321円						

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>700円</u>	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>700円</u>	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	<u>721円</u>	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>214円</u>	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>214円</u>	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>753円</u>	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>753円</u>	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	<u>776円</u>	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>241円</u>	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>241円</u>	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	50円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	414円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.776円	
(4) 2-1-1-1 第1欄又は第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	—

2-1-1-2の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	82円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	444円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.888円	
(4) 2-1-1-1 第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	—

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	177円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	187円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	189円	

2-1-2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	178円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	186円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	192円	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	1,010円	—

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	1,211円	—

	特定の端末回線 (専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+D チャンネルごとに	66,579円	—
--	--	--------------------------	-------------------	---------	---

	特定の端末回線 (専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+D チャンネルごとに	79,901円	—
--	--	--------------------------	-------------------	---------	---

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

		区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	277円	—	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	277円		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	285円		
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	797円		—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	797円		
			ウ アイ以外のもの	821円		

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

		区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	255円	—	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	255円		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	263円		
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	768円		—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	768円		
			ウ アイ以外のもの	791円		

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

		区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の	ア 光信号主端末回線の最大	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	226円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

		区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の	ア 光信号主端末回線の最大	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	258円	

光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	226円	_____	
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	233円		
	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	639円		_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	639円		
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	658円		

光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	258円	_____	
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	266円		
	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	488円		_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	488円		
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	503円		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0596円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0441円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002110円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002375円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002806円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003249円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0641円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0527円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002408円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002781円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003130円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003636円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア（略）	（略）	（略）
	イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線 （50Mbit/s相当）ごとに月額	23,411円	

2-3～2-4 （略）

2-5 中継伝送機能

2-5-1～2-5-2の2 （略）

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア（略）	（略）	（略）
	イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線 （50Mbit/s相当）ごとに月額	34,270円	

2-3～2-4 （略）

2-5 中継伝送機能

2-5-1～2-5-2の2 （略）

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考	
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	0.776円	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合		

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考	
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	414円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.776円	

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考	
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	0.888円	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合		

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考	
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	444円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.888円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考	
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,345円 9,349円	-
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,165円 6,461円	
	ウATM専用に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	97,787円 96,791円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	108,095円 106,109円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,297円 115,315円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	128,573円 124,595円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	149,118円 143,154円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	169,671円 161,716円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	210,769円 198,836円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	272,416円 254,519円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	334,062円 310,201円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	529,281円 486,527円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	734,771円 672,133円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	929,988円 848,457円	
		0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	299,318円 224,042円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	305,300円 228,519円	
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	317,267円 237,472円	
		0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	192,492円 184,709円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	171,048円 167,376円	
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	174,463円 170,720円	
		4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	181,298円 177,407円	
		8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	171,048円 167,376円	
		16.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	174,463円 170,720円	
		32.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	181,298円 177,407円	
		64.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	217,954円 203,355円	
		128.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	187,145円 179,801円	
		256.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	190,885円 183,393円	
		512.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	198,361円 190,578円	
		1.024Mbit/sの符号伝送が可能なもの	187,145円 179,801円	
		2.048Mbit/sの符号伝送が可能なもの	190,885円 183,393円	
		4.096Mbit/sの符号伝送が可能なもの	198,361円 190,578円	
		8.192Mbit/sの符号伝送が可能なもの	265,228円 237,984円	
		16.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	215,908円 202,138円	
		32.768Mbit/sの符号伝送が可能なもの	220,225円 206,177円	
		65.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	228,854円 214,255円	
		131.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	213,268円 200,416円	
		262.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	217,527円 204,420円	
		524.288Mbit/sの符号伝送が可能なもの	226,051円 212,429円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考	
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11,985円 10,784円	-
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,671円 7,714円	
	ウATM専用に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,077円 103,876円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,318円 10,185円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,539円 10,385円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,985円 10,784円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,857円 116,455円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	132,505円 128,902円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	146,241円 141,437円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	173,713円 166,508円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	201,187円 191,580円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	256,133円 241,722円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	338,551円 316,935円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	420,969円 392,148円	
		12.288Mbit/sの符号伝送が可能なもの	519,519円 492,327円	
		24.576Mbit/sの符号伝送が可能なもの	681,968円 630,325円	
		49.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	956,695円 881,035円	
		98.304Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,217,693円 1,119,211円	
		196.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	432,813円 331,953円	
		393.216Mbit/sの符号伝送が可能なもの	441,466円 338,588円	
		786.432Mbit/sの符号伝送が可能なもの	458,767円 351,857円	
		1.572.864Mbit/sの符号伝送が可能なもの	275,846円 265,417円	
		3.145.728Mbit/sの符号伝送が可能なもの	245,591円 240,671円	
		6.291.456Mbit/sの符号伝送が可能なもの	250,500円 245,480円	
		12.582.912Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,311円 255,097円	
		25.165.824Mbit/sの符号伝送が可能なもの	245,591円 240,671円	
		50.331.648Mbit/sの符号伝送が可能なもの	250,500円 245,480円	
		100.663.296Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,311円 255,097円	
		201.326.592Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,322円 290,765円	
		402.653.184Mbit/sの符号伝送が可能なもの	267,121円 257,281円	
		805.306.368Mbit/sの符号伝送が可能なもの	272,457円 262,422円	
		1.610.612.736Mbit/sの符号伝送が可能なもの	283,133円 272,704円	
		3.221.225.472Mbit/sの符号伝送が可能なもの	267,121円 257,281円	
		6.442.450.944Mbit/sの符号伝送が可能なもの	272,457円 262,422円	
		12.884.901.888Mbit/sの符号伝送が可能なもの	283,133円 272,704円	
		25.769.803.776Mbit/sの符号伝送が可能なもの	374,343円 337,837円	
		51.539.607.552Mbit/sの符号伝送が可能なもの	305,535円 287,085円	
		103.079.215.104Mbit/sの符号伝送が可能なもの	311,643円 292,822円	
		206.158.430.208Mbit/sの符号伝送が可能なもの	323,854円 304,297円	
		412.316.860.416Mbit/sの符号伝送が可能なもの	301,871円 284,651円	
		824.633.720.832Mbit/sの符号伝送が可能なもの	307,907円 290,340円	
		1.649.267.441.664Mbit/sの符号伝送が可能なもの	319,972円 301,717円	

3. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			312,508円	272,613円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	244,671円	224,475円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	249,560円	228,961円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別が上記以外のもの	259,342円	237,932円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	239,391円	221,031円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	244,175円	225,448円		
	4. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			352,517円	301,915円
			セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	269,212円	243,508円
保守の区別がタイプ1-2のもの				274,593円	248,374円	
エコノミークラス のもの		保守の区別が上記以外のもの	285,351円	258,107円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	263,932円	240,064円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	269,208円	244,861円		
5. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの			388,886円	328,553円
			セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	292,962円	261,750円
	保守の区別がタイプ1-2のもの			298,815円	266,981円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別が上記以外のもの	310,528円	277,444円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	285,042円	256,584円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	290,739円	261,712円		
	6. 0Mbit/sから 49. 0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		428,889円	357,854円
			セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	317,503円	280,783円
保守の区別がタイプ1-2のもの				323,849円	286,395円	
エコノミーク ラスのもの			保守の区別が上記以外のもの	336,542円	297,619円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	306,943円	273,895円	
(4) 6. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	313,080円	279,369円	
			保守の区別が上記以外のもの	325,350円	290,318円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	13,803円	10,110円	
50. 0Mbit/sから 134. 0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,036,244円	802,705円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	824,480円	657,404円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	840,965円	670,548円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	873,939円	696,836円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	660,800円	550,640円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	674,012円	561,649円	
			保守の区別が上記以外のもの	700,436円	583,666円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,611円	1,912円	
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,258,091円	965,195円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,083,931円	843,415円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,105,604円	860,279円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,148,957円	894,008円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	790,891円	652,273円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	806,704円	665,314円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,623円	1,268円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,258,091円	965,195円	

3. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			438,365円	384,910円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	340,285円	314,455円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	347,087円	320,739円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別が上記以外のもの	360,687円	333,309円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	336,621円	312,021円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	343,351円	318,257円		
	4. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			492,537円	424,740円
			セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	376,735円	342,295円
保守の区別がタイプ1-2のもの				384,265円	349,136円	
エコノミークラス のもの		保守の区別が上記以外のもの	399,325円	362,819円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	369,407円	337,427円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	376,792円	344,171円		
5. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの			536,860円	457,328円
			セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	407,557円	365,737円
	保守の区別がタイプ1-2のもの			415,703円	373,047円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別が上記以外のもの	431,994円	387,667円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	396,565円	358,435円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	404,494円	365,599円		
	6. 0Mbit/sから 49. 0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		591,033円	497,159円
			セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	440,343円	391,143円
保守の区別がタイプ1-2のもの				449,144円	398,961円	
エコノミーク ラスのもの			保守の区別が上記以外のもの	466,752円	414,598円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	425,687円	381,407円	
(4) 6. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	434,193円	389,030円	
			保守の区別が上記以外のもの	451,212円	404,277円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	17,684円	13,003円	
50. 0Mbit/sから 134. 0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,369,144円	1,069,271円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,093,803円	877,323円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,115,676円	894,865円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,159,418円	929,949円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	870,299円	728,849円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	887,702円	743,421円	
			保守の区別が上記以外のもの	922,504円	772,567円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,186円	2,343円	
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,640,007円	1,268,423円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,418,949円	1,111,449円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,447,323円	1,133,673円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,504,072円	1,178,122円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,026,901円	851,011円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,047,435円	868,026円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,953円	1,524円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,640,007円	1,268,423円	

区分	料金額		備考					
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料						
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	130円	1,346円	-			
	一般専用ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	180円	1,039円				
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	180円	1,039円		-		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	130円			1,346円	
			エコノミークラスのものの	120円			1,270円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	120円 130円			1,295円 1,346円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	250円			2,692円	
			エコノミークラスのものの	240円			2,540円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	240円			2,591円 2,692円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	4,039円			-	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	510円	5,385円				
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	8,077円				
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,020円	10,770円					
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,530円	16,154円					
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円	24,232円					
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,050円	32,309円				
		エコノミークラスのものの	2,880円	30,480円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	2,940円	31,090円 32,309円				
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,470円	57,887円	-				
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,010円	84,811円					
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	10,430円			110,388円		
		エコノミークラスのものの	4,100円			141,204円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	4,180円			144,028円 149,676円		
	ウATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			420円	14,603円	-
			セカンドクラスのものの			200円	6,888円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの			200円	7,026円 7,301円	
エコノミークラスのものの		保守の区別がタイプ1-1のもの	200円		6,888円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	200円		7,026円			
		保守の区別が上記以外のもの	210円	7,301円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	800円	27,380円				
		セカンドクラスのものの	400円	13,776円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	410円	14,052円 14,603円				
エコノミークラスのものの		保守の区別がタイプ1-1のもの	400円	13,776円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	410円	14,052円					
	保守の区別が上記以外のもの	420円	14,603円					
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,480円	51,109円	-				
	セカンドクラスのものの	750円	25,830円					
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	770円	26,347円 27,380円					
	エコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	700円		24,108円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	710円		24,590円 25,554円			
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,170円		74,838円	-		
セカンドクラスのものの		1,100円	37,884円					
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		1,120円	38,642円 40,157円					
エコノミークラスのものの		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,000円	34,440円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,020円	35,129円 36,506円				

区分	料金額		備考					
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料						
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	180円	1,742円	-			
	一般専用ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	190円	1,391円				
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	190円	1,391円		-		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	180円			1,742円	
			エコノミークラスのものの	170円			1,643円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	170円			1,676円 1,742円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	360円			3,483円	
			エコノミークラスのものの	340円			3,286円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	350円			3,352円 3,483円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	540円	5,225円			-	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	6,966円				
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080円	10,449円				
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,440円	13,933円					
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,160円	20,899円					
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,240円	31,348円					
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,320円	41,798円				
		エコノミークラスのものの	4,080円	39,432円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	4,160円	40,221円 41,798円				
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,750円	74,888円	-				
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,350円	109,720円					
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	14,780円			142,810円		
		エコノミークラスのものの	7,380円			199,588円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	7,530円			203,580円 211,563円		
	ウATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			760円	20,640円	-
			セカンドクラスのものの			360円	9,736円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの			370円	9,931円 10,320円	
エコノミークラスのものの		保守の区別がタイプ1-1のもの	360円		9,736円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	370円		9,931円			
		保守の区別が上記以外のもの	380円	10,320円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	1,430円	38,701円				
		セカンドクラスのものの	720円	19,472円				
		保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	730円	19,861円 20,640円				
エコノミークラスのものの		保守の区別がタイプ1-1のもの	720円	19,472円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	730円	19,861円					
	保守の区別が上記以外のもの	760円	20,640円					
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,670円	72,241円	-				
	セカンドクラスのものの	1,350円	36,510円					
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,380円	37,240円 38,701円					
	エコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,260円		34,076円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,290円		34,758円 36,121円			
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,910円		105,782円	-		
セカンドクラスのものの		1,890円	51,114円					
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		1,930円	52,136円 54,181円					
エコノミークラスのものの		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	48,680円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,840円	49,654円 51,601円				

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	4,394円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	8,359円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	12,324円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	16,289円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	24,219円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	32,149円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	55,939円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	111,449円	
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	21,324円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		14,187円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		36,788円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		27,709円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		64,028円	
	上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		40,950円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		95,867円	
	上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		53,362円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		127,666円	
	上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		65,138円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		157,205円	
	上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		75,328円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		186,745円	
	上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		84,448円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		211,724円	
	上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	90,870円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		236,704円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	97,730円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	259,423円			
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	104,549円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	282,142円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	6,143円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	11,701円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	17,259円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	22,817円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	33,933円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	45,049円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	78,397円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	156,209円	
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	30,099円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		20,816円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		52,108円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		40,658円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		90,791円	
	上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		60,056円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		135,867円	
	上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		78,230円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		180,942円	
	上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		94,960円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		222,849円	
	上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		109,522円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		264,702円	
	上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		122,805円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		300,105円	
	上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	132,032円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		335,566円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	141,870円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	364,522円			
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	151,763円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	393,536円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	824円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,648円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	2,472円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	3,296円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	4,944円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	6,592円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	11,536円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	23,072円	
	ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,085円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,342円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,859円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,556円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	5,669円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	13,217円	
		上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	8,421円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	19,834円	
		上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	11,000円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	26,442円	
		上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	13,448円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	32,581円	
上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	15,565円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	38,720円			
上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	17,461円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	43,911円			
上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	18,795円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	49,102円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	20,221円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	53,824円			
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	21,638円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	58,545円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,363円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	2,726円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	4,089円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	5,452円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	8,178円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	10,904円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	19,082円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	38,164円	
	ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,571円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,238円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,961円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,635円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	9,827円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	22,121円	
		上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,584円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	33,175円	
		上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	19,041円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	44,229円	
		上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,144円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	54,506円	
上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	26,715円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	64,770円			
上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,972円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	73,452円			
上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,235円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	82,148円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,647円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	89,249円			
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	37,074円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	96,364円			

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	152円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	156円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ(略)	(略)	(略)	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	25円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	197円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	201円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ(略)	(略)	(略)	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	39円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	12.54円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1通信ごとに	37円	_____

	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	35.11円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ（略）	（略）	（略）	（略）

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	1,185円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	1通信ごとに	194円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) 削除	_____	_____	_____

2-9 削除

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,6844 円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,0006 円	—

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	254 円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	49 円	—
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	60 円	—
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	(略)	—
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60 円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	60 円	—

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2,0677 円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,2442 円	—

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 削除				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	48 円	—
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	57 円	—
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	(略)	—
(14) 削除				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	57 円	—

(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	60円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	414円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.776円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	

(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	57円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	444円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.888円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別 收容局ルー ータで接続し、 IP通信網 を利用した 交換及び伝 送を行う機 能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
	エ ATMインタ フェースにより符号 伝送が可能なもの	1ポートごとに 月額	301,746円	_____
	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	5,410円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	14,320円	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別 收容局ルー ータで接続し、 IP通信網 を利用した 交換及び伝 送を行う機 能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
	エ ATMインタ フェースにより符号 伝送が可能なもの	1ポートごとに 月額	231,752円	_____
	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	6,324円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	15,742円	_____

第2 網改造料

- 1 適用 (略)
2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.257
	電力設備	0.883
	伝送機械設備	0.166
	無線機械設備	0.056
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.079
	土地及び通信用建物以外	0.006
共通割掛費比率		0.066

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.036
		端末系交換機能	0.051
		中継系交換機能	0.058
		中継伝送機能	0.036
		通信料対応設備合計	0.049
		データ系設備合計	0.104
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	0.047
		中継系交換機能	0.053
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.101
	繰延資産比率		0.0112
投資等比率		0.0013	
貯蔵品比率		0.0081	
他人資本比率		0.280	
自己資本比率		0.720	
他人資本利率		0.0101	
自己資本利益率		0.0086	
有利子負債以外の負債の比率		0.043	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0102	
利益対応税率		0.4728	
貸倒率		(略)	

第2 網改造料

- 1 適用 (略)
2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.256
	電力設備	0.922
	伝送機械設備	0.161
	無線機械設備	0.129
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.082
	土地及び通信用建物以外	0.007
共通割掛費比率		0.084

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	0.052
		中継系交換機能	0.060
		中継伝送機能	0.037
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.032
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.054
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.046
		データ系設備合計	0.099
	繰延資産比率		0.0097
投資等比率		0.0011	
貯蔵品比率		0.0089	
他人資本比率		0.250	
自己資本比率		0.750	
他人資本利率		0.0097	
自己資本利益率		0.0066	
有利子負債以外の負債の比率		0.048	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0085	
利益対応税率		0.4560	
貸倒率		(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、 <u>並びに</u> 2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) <u>PHS基地局回線設置工事費及び通信路設定伝送機能等設置工事費の適用</u>	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2-1第11欄及び第13欄の支払いについては、それぞれ電話サービス契約約款又は専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、 <u>及び</u> 2-2第1欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) <u>通信路設定伝送機能等設置工事費の適用</u>	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2-1第13欄の支払いについては、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) (略)			
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,593円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,229円	

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) (略)			
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,604円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,242円	

(11) PHS 基地局回線設置工事費	PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1 基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	PHS 事業者に適用します。	(11)～(12) 削除				
(12) PHS 基地局回線移転工事・収容替え工事費	PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替えする工事に要する費用	1 基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア PHS 事業者に適用します。 イ 移転元又は収容替え元及び移転先又は収容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ PHS 事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS 接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。					
(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第 1 表第 1 (網使用料) 2 (料金額) の 2-1-1-1 (PHS 基地局回線機能を除きます。) に規定する機能及び 2-6 に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するときに、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	(略)	(略)	(略)	(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第 1 表第 1 (網使用料) 2 (料金額) の 2-1-1-1 に規定する機能及び 2-6 に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するときに、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	(略)	(略)	(略)

(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)の2-1-1-1(PHS基地局回線機能を除きます。)及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するときに、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	(略)	(略)			
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに		1,766円	特定中継事業者 に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		2,161円	特定中継事業者 に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,500円	特定中継事業者 に適用します。	
		廃止の場合	1回線ごとに	1,364円		
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバースネット機能(以下「メンバースネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日 昼間	4,198円	特定中継事業者 に適用します。
				平日 夜間	4,842円	
				平日 深夜	5,578円	
				土日 祝日 昼 夜 間	5,026円	
				土日 祝日 深夜	5,761円	
				廃止の場合	1回線ごとに	
		平日 夜間	3,824円			
		平日 深夜	4,405円			

(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)の2-1-1-1及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するときに、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	(略)	(略)			
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに		1,773円	特定中継事業者 に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		2,170円	特定中継事業者 に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,506円	特定中継事業者 に適用します。	
		廃止の場合	1回線ごとに	1,370円		
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバースネット機能(以下「メンバースネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日 昼間	4,215円	特定中継事業者 に適用します。
				平日 夜間	4,861円	
				平日 深夜	5,598円	
				土日 祝日 昼 夜 間	5,046円	
				土日 祝日 深夜	5,783円	
				廃止の場合	1回線ごとに	
		平日 夜間	3,838円			
		平日 深夜	4,421円			

				土日 祝日 昼夜間	3,969円						
				土日 祝日 深夜	4,549円						
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		759円	特定中継事業者に適用します。					
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		179円	特定中継事業者に適用します。					
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,946円	特定端末系事業者に適用します。					
(22)～(24) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)					
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の 場合	1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間	1,130円	移転先事業者に適用します。				
					平日 夜間	1,303円					
					平日 深夜	1,501円					
					土日 祝日 昼夜間	1,353円					
					土日 祝日 深夜	1,550円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日 昼間	704円		
					平日 夜間	812円					
					平日 深夜	935円					
					土日 祝日 昼夜間	843円					
					土日 祝日 深夜	966円					
					イ (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

				土日 祝日 昼夜間	3,985円						
				土日 祝日 深夜	4,567円						
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		762円	特定中継事業者に適用します。					
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		180円	特定中継事業者に適用します。					
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,974円	特定端末系事業者に適用します。					
(22)～(24) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)					
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の 場合	1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間	1,134円	移転先事業者に適用します。				
					平日 夜間	1,308円					
					平日 深夜	1,506円					
					土日 祝日 昼夜間	1,358円					
					土日 祝日 深夜	1,556円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日 昼間	707円		
					平日 夜間	815円					
					平日 深夜	938円					
					土日 祝日 昼夜間	846円					
					土日 祝日 深夜	970円					
					イ (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する費用	アルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日	1,130円	
					平日	1,303円	
					平日	1,501円	
					深夜		
					土日	1,353円	
					祝日		
					昼夜間		
					土日	1,550円	
					祝日		
					祝日深夜		
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日	617円	
					平日	712円	
					平日	820円	
					深夜		
(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日	1,266円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
		平日	1,460円				
		平日	1,682円				
		深夜					
		土日	1,515円				
		祝日					
		昼夜間					
		土日	1,737円				
		祝日					
		祝日深夜					
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号	平日	617円				
		平日	712円				
		平日	820円				
		深夜					
		土日	739円				
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号	平日	617円				
		平日	712円				
		平日	820円				
		深夜					
		土日	739円				

(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する費用	アルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日	1,134円	
					平日	1,308円	
					平日	1,506円	
					深夜		
					土日	1,358円	
					祝日		
					昼夜間		
					土日	1,556円	
					祝日		
					祝日深夜		
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日	620円	
					平日	715円	
					平日	823円	
					深夜		
(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日	1,271円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
		平日	1,465円				
		平日	1,688円				
		深夜					
		土日	1,521円				
		祝日					
		昼夜間					
		土日	1,744円				
		祝日					
		祝日深夜					
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号	平日	620円				
		平日	715円				
		平日	823円				
		深夜					
		土日	742円				
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号	平日	620円				
		平日	715円				
		平日	823円				
		深夜					
		土日	742円				

		削除する場合		等ごとに	土日 祝日深夜	847円			
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日 昼間	2,260円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
					平日 夜間	2,606円			
					平日 深夜	3,002円			
					土日 祝日 昼夜間	2,705円			
					土日 祝日 深夜	3,101円			
					平日 昼間	1,155円			
					平日 夜間	1,332円			
					平日 深夜	1,534円			
					土日 祝日 昼夜間	1,382円			
					土日 祝日 深夜	1,584円			
					イ (略)	(略)		(略)	(略)
					(27) (略)	(略)		(略)	(略)
					(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置され		ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに
		平日夜間	16,450円	_____					
平日深夜	18,560円	_____							
土日祝日 昼間	16,976円	_____							
土日祝日 夜間	16,976円	_____							
土日祝日 深夜	19,084円	_____							
平日昼間	10,909円	_____							
平日夜間	12,583円	_____							
平日深夜	14,495円	_____							
イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加	1工事ごとに	_____	_____						

		削除する場合		等ごとに	土日 祝日深夜	851円			
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日 昼間	2,269円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
					平日 夜間	2,616円			
					平日 深夜	3,013円			
					土日 祝日 昼夜間	2,716円			
					土日 祝日 深夜	3,113円			
					平日 昼間	1,159円			
					平日 夜間	1,337円			
					平日 深夜	1,539円			
					土日 祝日 昼夜間	1,388円			
					土日 祝日 深夜	1,590円			
					イ (略)	(略)		(略)	(略)
					(27) (略)	(略)		(略)	(略)
					(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置され		ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに
		平日夜間	16,448円	_____					
平日深夜	18,561円	_____							
土日祝日 昼間	16,978円	_____							
土日祝日 夜間	16,978円	_____							
土日祝日 深夜	19,094円	_____							
平日昼間	10,954円	_____							
平日夜間	12,631円	_____							
平日深夜	14,546円	_____							
イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加	1工事ごとに	_____	_____						

(28) (略)	(略)	工する場合	1 工事ごとに	土日祝日 昼間	13,060 円	_____
				土日祝日 夜間	13,060 円	_____
				土日祝日 深夜	14,970 円	_____
				① 当社が利用者宅内通線を開通試験を実施しない場合	3,699 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。
		② 当社が利用者宅内通線を開通試験を実施する場合	1 工事ごとに	平日昼間	8,434 円	_____
				平日夜間	9,161 円	_____
				平日深夜	9,991 円	_____
				土日祝日 昼間	9,368 円	_____
				土日祝日 夜間	9,368 円	_____
				土日祝日 深夜	10,197 円	_____
				(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間
		平日夜間	7,706 円			_____
		平日深夜	8,355 円			_____
土日祝日 昼間	7,868 円	_____				
土日祝日 夜間	7,868 円	_____				
		土日祝日 深夜	8,516 円	_____		

(28) (略)	(略)	工する場合	1 工事ごとに	土日祝日 昼間	13,111 円	_____
				土日祝日 夜間	13,111 円	_____
				土日祝日 深夜	15,028 円	_____
				① 当社が利用者宅内通線を開通試験を実施しない場合	2,641 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。
		② 当社が利用者宅内通線を開通試験を実施する場合	1 工事ごとに	平日昼間	7,396 円	_____
				平日夜間	8,124 円	_____
				平日深夜	8,955 円	_____
				土日祝日 昼間	8,332 円	_____
				土日祝日 夜間	8,332 円	_____
				土日祝日 深夜	9,164 円	_____
				(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間
		平日夜間	6,762 円			_____
		平日深夜	7,412 円			_____
土日祝日 昼間	6,925 円	_____				
土日祝日 夜間	6,925 円	_____				
		土日祝日 深夜	7,576 円	_____		

(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,995 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,230 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,439 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,921 円	—
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,995 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,342 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,439 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,496 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,854 円	—
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用			1 光	平日 昼間	4,198 円

(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,023 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,263 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,444 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,953 円	—
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,023 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,392 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,444 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,538 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,889 円	—
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用			1 光	平日 昼間	4,149 円

線接続工事費	用	信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	4,812円	—
			平日 深夜	5,515円	
			土日祝 日昼間	4,989円	
			土日祝 日夜間	4,989円	
			土日祝 日深夜	5,691円	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,502円	—
			平日 夜間	1,619円	
			平日 深夜	1,752円	
			土日祝 日昼間	1,652円	
			土日祝 日夜間	1,652円	
			土日祝 日深夜	1,786円	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	1,098円	—
			平日 深夜	2,355円	
			土日祝 日昼間	1,414円	
			土日祝 日夜間	1,414円	
			土日祝 日深夜	2,668円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、	1 回線	平日 昼間	3,365円	

線接続工事費	る費用	信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	4,757円	—
			平日 深夜	5,451円	
			土日祝 日昼間	4,995円	
			土日祝 日夜間	4,995円	
			土日祝 日深夜	5,626円	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,514円	—
			平日 夜間	1,633円	
			平日 深夜	1,768円	
			土日祝 日昼間	1,677円	
			土日祝 日夜間	1,677円	
			土日祝 日深夜	1,803円	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	1,093円	—
			平日 深夜	2,341円	
			土日祝 日昼間	1,406円	
			土日祝 日夜間	1,406円	
			土日祝 日深夜	2,655円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、	1 回線	平日 昼間	3,378円	

当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、単芯により接続する場合に要する費用	ごと	土日祝日 昼間	4,028 円	_____
--	----	------------	---------	-------

当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、単芯により接続する場合に要する費用	ごと	土日祝日 昼間	4,044 円	_____
--	----	------------	---------	-------

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS接 続装置に係 る収容替え 工事費	PHS事業者に係る基地局回線を遠隔装置からPHS接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線をPHS接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、そのPHS接続装置を撤去する場合、基地局回線を隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ご とに	PHS事業 者に適用し ます。

2-3 (略)

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除	_____	_____	_____

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,174 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,121 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,203 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,391 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,472 円

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,199 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,148 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,232 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,420 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,505 円

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考	
(1) PHS 基地局 回線設 置手続 費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の手 続きに要する費用	1回線ご とに	電話サービス 契約約款に規 定する契約料 に相当する額	PHS事業者 に適用しま す。	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話 帳掲載手 続費	協定事業者の 契約者の契約 者回線番号等 を電話帳に掲 載する場合に 要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場 合	1発行ご とに1掲 載あたり	80円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場 合	1発行ご とに1掲 載あたり	218円	—
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客 様情報 照会書 作成手 続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提 供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約 者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線 番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報 を提供する場合の手續きに要する費用	1件ごと に	228円	中継事業者又 は国際系事業 者に適用しま す。	
(6) 利用 契約締 結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は 音声利用IP通信網サービスの契約を行うこと により、協定事業者と電気通信サービスの契約を 締結することになる場合の手續きに要する費用	1件ごと に	(略)	みなし契約事 業者に適用し ます。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) みな し契約者 に関する 宛名情報 提供手続 費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報 の提供）第1項又は第2項の規定により、契約 者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書 の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約 者情報等を磁気媒体により提供する場合の手續 きに要する費用	1照平日 会ご屋 とに間 土日 祝日 屋夜 間	8,335円	みなし契約事 業者に適用し ます。	
			9,978円		
		1件ごとに	13.54円		
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考	
(1) 削除					
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話 帳掲載手 続費	協定事業者の 契約者の契約 者回線番号等 を電話帳に掲 載する場合に 要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場 合	1発行ご とに1掲 載あたり	79円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場 合	1発行ご とに1掲 載あたり	225円	—
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客 様情報 照会書 作成手 続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提 供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約 者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線 番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報 を提供する場合の手續きに要する費用	1件ごと に	229円	中継事業者又 は国際系事業 者に適用しま す。	
(6) 利用 契約締 結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は 音声利用IP通信網サービスの契約を行うこと により、協定事業者と電気通信サービスの契約を 締結することになる場合の手續きに要する費用	1件ごと に	(略)	みなし契約事 業者に適用し ます。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) みな し契約者 に関する 宛名情報 提供手続 費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報 の提供）第1項又は第2項の規定により、契約 者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書 の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約 者情報等を磁気媒体により提供する場合の手續 きに要する費用	1照平日 会ご屋 とに間 土日 祝日 屋夜 間	8,369円	みなし契約事 業者に適用し ます。	
			10,017円		
		1件ごとに	13.74円		
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>10,885円</u>	_____
				平日夜間	<u>12,554円</u>	
				平日深夜	<u>14,462円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>13,030円</u>	
				土日祝日 深夜	<u>14,936円</u>	
		ウ 第95条の第1項第2号に定める接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>11,897円</u>	_____
				平日夜間	<u>13,722円</u>	
				平日深夜	<u>15,807円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>14,242円</u>	
土日祝日 深夜	<u>16,326円</u>					
(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1 回 ご と に	平日昼間	<u>8,471円</u>	_____		
		平日夜間	<u>9,770円</u>			
		平日深夜	<u>11,255円</u>			
		土日祝日 昼夜間	<u>10,140円</u>			

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>10,929円</u>	_____
				平日夜間	<u>12,602円</u>	
				平日深夜	<u>14,513円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>13,081円</u>	
				土日祝日 深夜	<u>14,994円</u>	
		ウ 第95条の第1項第2号に定める接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>11,945円</u>	_____
				平日夜間	<u>13,774円</u>	
				平日深夜	<u>15,863円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>14,298円</u>	
土日祝日 深夜	<u>16,389円</u>					
(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1 回 ご と に	平日昼間	<u>8,505円</u>	_____		
		平日夜間	<u>9,807円</u>			
		平日深夜	<u>11,294円</u>			
		土日祝日 昼夜間	<u>10,180円</u>			

		場合であつて、その装置を社通用物に当てる場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	<u>11,624円</u>	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	<u>9,773円</u>	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>1,031円</u>	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>648円</u>	_____
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

		場合であつて、その装置を社通用物に当てる場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	<u>11,669円</u>	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	<u>9,813円</u>	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>1,035円</u>	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>651円</u>	_____
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

(13)- 2 DSL 回線収 容状況 調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	704円	_____		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	957円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 DSL 回線換 算線路 長等調 査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	710円	_____		
(14)優先 接続受 付手続 費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	213円	_____		
(15)光回 線設備線 路条件調 査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,273円	_____
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	722円	_____
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	821円	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,648円	_____		
		ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	10円	_____	

(13)- 2 DSL 回線収 容状況 調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	707円	_____		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	961円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 DSL 回線換 算線路 長等調 査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	713円	_____		
(14)優先 接続受 付手続 費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	36円	_____		
(15)光回 線設備線 路条件調 査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,298円	_____
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	725円	_____
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	824円	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,655円	_____		
		ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	6円	_____	

		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光局外ブリタを含む）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____	
				② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____	
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り。）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,755円	_____			
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	833円	_____			
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り。）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,790円	_____			
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	837円	_____			

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,130円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,334円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,552円	
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,766円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,083円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	33,957円	

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,139円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,352円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,603円	
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,777円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,278円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,095円	

			(f) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,770円</u>	_____	
			(i) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,121円</u>	_____	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,829円</u>	_____	
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,119円</u>	_____	
			(g) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,761円</u>	_____	
			(f) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,862円</u>	_____	
			(i) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,198円</u>	_____	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,865円</u>	_____	
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,152円</u>	_____	
			(g) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,788円</u>	_____	

		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,625円</u>	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,686円</u>	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,662円</u>	_____
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>8,202円</u>	_____
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,306円</u>	_____

		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,652円</u>	_____	
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ) 以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,714円</u>	_____
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>3,100円</u>	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,684円</u>	_____	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>6,122円</u>	_____	
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,154円</u>	_____	

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>2,114円</u>	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	<u>29円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	<u>79円</u>	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>221円</u>	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	<u>26,686円</u>	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	<u>710円</u>	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>1,155円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>10,372円</u>	_____

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,913円</u>	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	<u>34円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	<u>90円</u>	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>232円</u>	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	<u>26,628円</u>	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	<u>713円</u>	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>1,159円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>10,414円</u>	_____

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,890円	——	(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,922円	——
				平日夜間	14,335円	——					平日夜間	14,389円	——
				平日深夜	22,468円	——					平日深夜	22,547円	——
				土日祝日昼間	9,446円	——					土日祝日昼間	9,483円	——
				土日祝日夜間	14,878円	——					土日祝日夜間	14,936円	——
				土日祝日深夜	23,205円	——					土日祝日深夜	23,295円	——
				(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用						月額	1,692,000円	——
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,266円	——	(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,275円	——		

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,778 円</u>	
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>1,994 円</u>	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,513 円</u>	
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>1,994 円</u>	_____

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,790 円</u>	
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,002 円</u>	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,523 円</u>	
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,002 円</u>	_____

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>3,068 円</u>	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッタを含ま ないもの 同士の組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>3,704 円</u>	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>4,217 円</u>	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッタを含ま ないもの 同士の組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>3,704 円</u>	——

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>3,081 円</u>	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッタを含ま ないもの 同士の組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>3,719 円</u>	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>4,234 円</u>	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッタを含ま ないもの 同士の組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	<u>3,719 円</u>	——

		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,217 円</u>	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結 果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する 場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,360,892 円</u>	—

2-2~2-3 (略)

		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,234 円</u>	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結 果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する 場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,489,274 円</u>	—

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.101

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.098

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.303
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.306
	発電設備	0.672
	電源設備及び蓄電池設備	0.910
	空気調整設備	1.614
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.044
自己資本利益率		0.0341

(3) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.319
	発電設備	0.628
	電源設備及び蓄電池設備	0.915
	空気調整設備	1.602
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.020
自己資本利益率		0.0429

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,551円	33,080円
	札幌南	930円	35,950円
	札幌1外	4,193円	78,754円
	大通り2丁目	4,187円	50,892円
	新琴似	762円	26,301円
	篠路	587円	21,575円
	札幌東	743円	123,562円
	丘珠	763円	23,409円
	東苗穂	59円	34,661円
	札幌白石	1,013円	32,562円
	札幌北郷	446円	28,137円
	札幌豊平	944円	27,314円
	札幌月寒	1,279円	35,000円
	清田	471円	28,366円
	真駒内	1,268円	47,910円
	発寒	1,078円	19,726円
	厚別	568円	30,066円
	もみじ台	672円	20,519円
	手稲	512円	16,668円
	函館	334円	69,341円
	函館松陰	774円	34,480円
	函館北	539円	21,474円
	桔梗	135円	19,342円
	函館千歳	566円	61,514円
	小樽2	331円	19,057円
	旭川	303円	36,402円
	旭川東光	347円	23,244円
	春光	332円	13,796円
	東鷹栖	214円	22,275円
	永山	260円	19,263円
	東旭川	222円	15,633円
	旭川市外	251円	27,126円
	旭川神楽	284円	17,129円
	室蘭	223円	24,311円
	新室西	266円	73,040円
	釧路	357円	50,136円
	釧路鳥取	253円	22,170円
	釧路南	328円	29,097円
	釧路武佐	221円	24,702円
	愛国	369円	25,458円
	帯広稲田	340円	30,927円
	西帯広	284円	18,641円
	白樺通り	398円	34,291円
	帯広東	277円	27,315円
	北海道北見	288円	15,635円
	岩見沢	208円	25,895円
	網走	180円	18,670円
	留萌	97円	16,261円
	苫小牧	313円	19,190円
	苫小牧東	167円	73,582円
	苫小牧西	282円	23,603円
勇払	143円	28,970円	
稚内	213円	19,218円	
稚内南	184円	32,714円	
美唄	205円	17,190円	
芦別	132円	12,533円	
江別	453円	18,049円	
札幌大麻	198円	16,391円	
紋別	93円	23,675円	
士別	99円	21,204円	
名寄	166円	21,066円	
根室	162円	24,876円	
千歳	327円	25,087円	

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,569円	31,374円
	札幌南	998円	32,221円
	札幌1外	4,364円	64,559円
	大通り2丁目	4,360円	43,969円
	新琴似	768円	24,432円
	篠路	565円	20,514円
	札幌東	721円	99,368円
	丘珠	761円	21,141円
	東苗穂	55円	32,278円
	札幌白石	1,028円	30,085円
	札幌北郷	428円	25,220円
	札幌豊平	925円	23,214円
	札幌月寒	1,271円	30,201円
	清田	592円	22,058円
	真駒内	1,312円	39,286円
	発寒	1,157円	17,125円
	厚別	596円	26,565円
	もみじ台	656円	17,795円
	手稲	518円	14,573円
	函館	336円	88,531円
	函館松陰	772円	30,464円
	函館北	553円	18,061円
	桔梗	132円	17,770円
	函館千歳	557円	53,680円
	小樽2	322円	16,954円
	旭川	301円	32,249円
	旭川東光	342円	20,730円
	春光	338円	12,075円
	東鷹栖	196円	19,334円
	永山	250円	16,920円
	東旭川	212円	13,323円
	旭川市外	257円	24,528円
	旭川神楽	223円	14,815円
	室蘭	218円	21,046円
	新室西	234円	68,376円
	釧路	364円	48,916円
	釧路鳥取	256円	24,851円
	釧路南	243円	25,999円
	釧路武佐	181円	22,510円
	愛国	356円	22,287円
	帯広稲田	332円	20,310円
	西帯広	287円	15,661円
	白樺通り	378円	30,123円
	帯広東	276円	24,843円
	北海道北見	277円	13,745円
	岩見沢	200円	23,633円
	網走	177円	16,238円
	留萌	90円	14,177円
	苫小牧	268円	16,533円
	苫小牧東	153円	43,718円
	苫小牧西	270円	20,379円
勇払	123円	29,088円	
稚内	206円	17,453円	
稚内南	170円	29,168円	
美唄	165円	14,787円	
芦別	105円	10,921円	
江別	436円	16,070円	
札幌大麻	196円	37,499円	
紋別	97円	20,213円	
士別	102円	18,421円	
名寄	168円	18,581円	
根室	160円	23,095円	
千歳	293円	21,784円	

泉沢	304円	37,663円
滝川	128円	16,675円
砂川	195円	16,029円
石狩深川	338円	21,160円
富良野	225円	31,988円
恵庭	274円	22,436円
島松	302円	19,002円
北海道伊達	440円	12,437円
石狩広島	314円	12,624円
輪厚	951円	22,852円
石狩	47円	30,117円
当別	118円	15,062円
倶知安	236円	24,664円
岩内	187円	23,161円
余市	186円	19,067円
北海道栗山	176円	14,952円
門別富川	154円	24,538円
静内	22円	23,816円
浦河	228円	16,472円
木野	374円	25,626円
土幌	53円	17,674円
鹿追	57円	24,052円
新得	111円	19,728円
大樹	111円	33,587円
本別	269円	28,021円
足寄	139円	21,832円
釧路白糠	123円	41,395円
中標津	174円	30,384円
根室標津	74円	35,075円
札幌石山	511円	21,834円
川沿	654円	17,384円
東相の内	197円	33,348円
遠軽	204円	19,376円
幕別	146円	23,246円
南幌	113円	33,284円
簾舞	131円	30,922円
虻田	188円	21,609円
錦岡	519円	33,925円
美幌	190円	15,714円
岩見沢幌向	51円	37,205円
湯の川	405円	18,221円
神楽岡	343円	19,043円
本輪西	351円	16,922円
白鳥台	235円	18,537円
七重浜	405円	16,112円
上磯	310円	49,525円
函館大野	238円	35,740円
森	283円	22,187円
北海道八雲	273円	30,824円
苫小牧萩野	117円	20,822円
知内	371円	41,149円
長万部	131円	21,997円
旭川東川	389円	20,983円
音更	211円	56,991円
蘭越	202円	24,453円
鷹栖	175円	30,139円
桜ヶ岡	179円	14,145円
木古内	234円	22,909円
今金	163円	18,462円
白老	139円	26,688円
赤平	114円	14,798円
東神楽	127円	41,626円
美瑛	207円	22,096円
奈井江	117円	23,783円
上富良野	166円	32,964円
十勝池田	116円	15,871円
大楽毛	141円	22,981円
浦幌	103円	51,465円
西の里	1,221円	17,460円

泉沢	283円	61,828円
滝川	116円	14,659円
砂川	178円	13,444円
石狩深川	274円	19,901円
富良野	214円	29,281円
恵庭	272円	19,231円
島松	263円	15,777円
北海道伊達	424円	10,577円
石狩広島	300円	10,911円
輪厚	923円	19,651円
石狩	38円	26,836円
当別	110円	12,548円
倶知安	237円	23,156円
岩内	166円	20,584円
余市	161円	19,795円
北海道栗山	137円	13,122円
門別富川	121円	23,296円
静内	31円	21,708円
浦河	204円	14,711円
木野	349円	25,563円
土幌	52円	15,261円
鹿追	51円	21,045円
新得	106円	54,308円
大樹	99円	29,165円
本別	248円	19,407円
足寄	132円	19,026円
釧路白糠	116円	37,063円
中標津	154円	26,775円
根室標津	68円	35,038円
札幌石山	501円	18,813円
川沿	673円	15,576円
東相の内	164円	29,561円
遠軽	194円	18,102円
幕別	142円	20,239円
南幌	111円	33,846円
簾舞	128円	27,055円
虻田	177円	18,734円
錦岡	450円	30,468円
美幌	183円	14,122円
岩見沢幌向	39円	32,465円
湯の川	380円	33,522円
神楽岡	328円	16,691円
本輪西	337円	16,712円
白鳥台	223円	16,194円
七重浜	428円	32,132円
上磯	303円	45,268円
函館大野	242円	28,938円
森	175円	19,804円
北海道八雲	260円	27,027円
苫小牧萩野	104円	18,814円
知内	320円	36,748円
長万部	119円	19,233円
旭川東川	273円	17,767円
音更	209円	51,276円
蘭越	187円	49,590円
鷹栖	152円	25,981円
桜ヶ岡	96円	11,829円
木古内	171円	18,361円
今金	157円	24,729円
白老	122円	23,247円
赤平	80円	12,830円
東神楽	102円	31,380円
美瑛	144円	19,393円
奈井江	107円	22,124円
上富良野	116円	28,770円
十勝池田	117円	13,937円
大楽毛	104円	20,508円
浦幌	81円	46,044円
西の里	1,162円	14,639円

石狩高岡	33円	50,925円
江差	278円	29,847円
旭岡	186円	35,979円
銭亀	64円	49,428円
羽幌	142円	21,455円
厚岸	121円	24,517円
北海道松前	873円	21,967円
鶴川	133円	19,029円
十勝清水	102円	28,853円
歌志内	41円	47,026円
花畔	184円	21,204円
松前福島	111円	21,502円
上の国	260円	40,358円
北檜山	173円	31,539円
古平	91円	44,323円
上砂川	95円	37,502円
上川	55円	18,217円
中富良野	187円	27,488円
増毛	103円	37,539円
早来	122円	19,762円
新冠	380円	20,323円
庶路	85円	22,699円
稀府	165円	21,207円
茂辺地	235円	27,231円
上士幌	357円	30,391円
定山溪	120円	17,802円
二セコ	230円	55,901円
音別	153円	22,413円
空知太	157円	23,686円
喜茂別	140円	40,101円
京極	334円	34,435円
比布	244円	25,759円
伊達豊浦	373円	24,559円
絵鞆	219円	23,878円
登別	232円	26,709円
遠矢	171円	27,249円
女満別	236円	29,002円
熊石	224円	14,409円
瀬棚	185円	27,131円
中湧別	135円	14,762円
興部	69円	27,076円
えりも	337円	19,609円
西神楽	169円	38,531円
山部	131円	30,829円
大沼	245円	35,022円
江差乙部	319円	31,618円
久遠	132円	20,168円
仁木	376円	27,146円
妹背牛	224円	39,738円
深川沼田	270円	32,077円
幾寅	117円	33,247円
遠別	224円	28,219円
津別	275円	24,442円
小清水	246円	26,581円
訓子府	240円	21,669円
佐呂間	202円	28,775円
常呂	219円	21,603円
滝上	99円	17,500円
雄武	83円	22,378円
早来追分	295円	22,259円
平取	121円	28,697円
厚賀	197円	21,877円
あいの里	324円	128,934円
弟子屈	153円	31,518円
茶志内	82円	58,801円
日高町	124円	27,478円
稚内豊富	321円	58,540円
留辺蘂	90円	18,545円
朝里	404円	32,089円

石狩高岡	22円	29,895円
江差	251円	26,711円
旭岡	164円	31,547円
銭亀	59円	54,528円
羽幌	73円	18,893円
厚岸	112円	21,531円
北海道松前	510円	18,837円
鶴川	110円	21,161円
十勝清水	96円	28,146円
歌志内	31円	42,469円
花畔	185円	18,964円
松前福島	106円	18,814円
上の国	230円	36,258円
北檜山	160円	57,503円
古平	76円	66,518円
上砂川	74円	32,587円
上川	50円	15,884円
中富良野	149円	24,092円
増毛	98円	35,390円
早来	114円	18,301円
新冠	277円	56,132円
庶路	81円	19,563円
稀府	141円	18,490円
茂辺地	232円	23,522円
上士幌	241円	22,035円
定山溪	95円	14,764円
二セコ	206円	37,761円
音別	98円	22,511円
空知太	133円	20,569円
喜茂別	100円	34,800円
京極	220円	70,827円
比布	175円	55,348円
伊達豊浦	322円	21,510円
絵鞆	182円	45,088円
登別	222円	22,634円
遠矢	126円	23,507円
女満別	218円	25,235円
熊石	162円	12,459円
瀬棚	157円	23,998円
中湧別	114円	12,602円
興部	60円	23,903円
えりも	294円	28,039円
西神楽	123円	33,615円
山部	120円	27,152円
大沼	202円	31,344円
江差乙部	263円	27,810円
久遠	104円	79,884円
仁木	307円	24,561円
妹背牛	217円	76,391円
深川沼田	202円	69,972円
幾寅	107円	29,613円
遠別	155円	25,494円
津別	182円	21,088円
小清水	203円	23,047円
訓子府	159円	18,702円
佐呂間	146円	25,176円
常呂	205円	18,751円
滝上	81円	15,439円
雄武	74円	60,612円
早来追分	223円	19,239円
平取	102円	24,792円
厚賀	158円	18,900円
あいの里	289円	118,899円
弟子屈	138円	28,202円
茶志内	62円	54,984円
日高町	97円	56,168円
稚内豊富	271円	33,171円
留辺蘂	58円	16,182円
朝里	428円	28,593円

銭函	118円	34,362円
才タモイ	168円	23,925円
岩見沢三笠	61円	19,420円
江部乙	51円	31,136円
音江	75円	21,254円
鷺別	278円	30,938円
登別東	190円	21,575円
七飯	355円	39,605円
南茅部	193円	9,938円
由仁	187円	40,409円
栗山長沼	160円	19,186円
新十津川	159円	34,222円
当麻	290円	24,818円
美深	46円	22,116円
北見枝幸	244円	25,190円
端野	498円	18,974円
虎杖浜	114円	38,389円
芽室	232円	31,334円
札内	323円	27,556円
阿寒	244円	21,533円
岩内前田	196円	73,411円
卯原内	107円	70,733円
生田原	94円	56,319円
登別温泉	151円	27,952円
夕張	142円	12,754円
花咲	77円	53,699円
有珠	115円	36,104円
栗沢	110円	31,018円
風連	106円	51,126円
広尾	95円	16,484円
霧多布	278円	53,454円
蘭島	104円	32,429円
月形	180円	42,835円
斜里	160円	20,530円
別海	246円	20,944円
和寒	195円	29,703円

青森県

松森	535円	22,871円
沖館	528円	25,441円
青森荒川	409円	18,297円
野内	309円	59,593円
青森新城	159円	23,376円
四ツ石	226円	24,346円
東野内	223円	35,757円
弘前	324円	25,454円
弘前南	582円	12,980円
弘前城東	312円	28,923円
青森八戸	883円	35,367円
八戸高館	598円	24,642円
八戸港	316円	20,593円
是川	(略)	16,844円
新尻内	488円	26,941円
八戸NW3棟	626円	30,147円
黒石	336円	14,639円
五所川原	298円	28,238円
十和田	259円	28,884円
八戸三沢	368円	20,197円
むつ	135円	21,697円
青森大湊	35円	11,893円
青森小湊	163円	33,969円
蟹田	97円	45,324円
鱒ヶ沢	313円	22,014円
浪岡	125円	15,457円
野辺地	192円	16,924円
七戸	128円	19,889円
六ヶ所	204円	74,852円
三戸	202円	11,320円
八戸階上	125円	24,092円

銭函	248円	29,634円
才タモイ	149円	20,557円
岩見沢三笠	60円	17,661円
江部乙	44円	27,258円
音江	47円	18,372円
鷺別	253円	27,676円
登別東	167円	17,495円
七飯	289円	33,708円
南茅部	183円	16,054円
由仁	127円	35,244円
栗山長沼	134円	17,830円
新十津川	119円	30,304円
当麻	243円	21,533円
美深	36円	19,490円
北見枝幸	183円	22,655円
端野	447円	51,468円
虎杖浜	98円	33,798円
芽室	238円	40,203円
札内	275円	24,104円
阿寒	185円	18,538円
岩内前田	166円	109,482円
卯原内	67円	62,321円
生田原	78円	49,264円
登別温泉	141円	24,752円
夕張	107円	10,699円
花咲	60円	47,539円
有珠	83円	31,929円
栗沢	102円	27,793円
風連	95円	30,348円
広尾	60円	14,014円
霧多布	167円	42,378円
蘭島	95円	60,277円
月形	119円	37,249円
斜里	151円	18,631円
別海	234円	58,175円
和寒	147円	25,751円
香深	206円	49,850円
船泊	123円	52,659円

青森県

松森	538円	20,791円
沖館	543円	20,440円
青森荒川	434円	16,313円
野内	299円	53,831円
青森新城	150円	20,689円
四ツ石	119円	21,001円
東野内	193円	31,937円
弘前	320円	23,061円
弘前南	530円	34,776円
弘前城東	265円	30,981円
青森八戸	842円	33,428円
八戸高館	583円	22,295円
八戸港	289円	21,839円
是川	(略)	15,346円
新尻内	427円	51,920円
八戸NW3棟	591円	27,122円
黒石	298円	15,037円
五所川原	286円	21,638円
十和田	235円	25,949円
八戸三沢	371円	20,902円
むつ	132円	17,664円
青森大湊	34円	11,055円
青森小湊	148円	28,959円
蟹田	93円	29,138円
鱒ヶ沢	268円	19,749円
浪岡	118円	12,799円
野辺地	165円	14,512円
七戸	120円	17,338円
六ヶ所	170円	68,302円
三戸	195円	9,421円
八戸階上	119円	21,069円

	八戸大館	1,337円	27,275円
	百石	238円	28,416円
	八戸下田	128円	34,372円
	青森大畑	121円	79,811円
	木造	135円	15,915円
	大浦	188円	49,760円
	弘前藤崎	184円	38,149円
	大鰐	156円	31,576円
	板柳	167円	36,389円
	金木	420円	15,544円
	六戸	211円	27,668円
	上北	126円	60,017円
	五戸	142円	19,904円
	今別	710円	26,026円
	陸奥常盤	246円	40,476円
	上市川	50円	30,176円
	陸奥横浜	239円	23,472円
	深浦	357円	41,914円
	弘前森田	100円	22,750円
	田舎館	104円	73,063円
	乙供	124円	59,728円
	天間林	70円	35,021円
	田子	466円	30,250円
	福地	346円	19,132円
	北金ヶ沢	373円	38,634円
	弘前新和	94円	30,083円
	高杉	78円	87,466円
	奥内	111円	18,914円
	新平賀	271円	92,104円
	八戸南郷	306円	22,668円
	長橋	67円	32,669円
	四和	79円	46,855円
	陸奥蓬田	216円	77,104円
	弘前柏	251円	34,065円
	車力	157円	34,052円
	小阿弥	74円	40,050円
	弘前中里	177円	34,269円
	市浦	123円	31,052円
	青森白糠	239円	42,006円
	上名久井	284円	26,619円
	諏訪平	433円	29,111円
	倉石	157円	30,292円
	青森新郷	175円	21,583円
	尾上	74円	39,995円
	小泊	298円	75,924円
	青森大間	314円	32,660円
	近川駅前	73円	26,724円
	千歳平	72円	30,695円
	弘前石川	380円	24,001円
	弘前鶴田	224円	28,064円
	弘前梅沢	55円	28,897円
	稲垣	149円	44,726円
	名川	268円	30,766円
	青森	461円	45,437円
	浅虫	273円	71,273円
	温湯	96円	27,239円
	浜三沢	76円	18,007円
	織笠	82円	26,303円
	国吉	224円	36,921円
	弘前相馬	315円	33,735円
	目屋	118円	50,333円
	陸奥川内	361円	38,761円
	佐井	172円	29,149円
岩手県	盛岡2	795円	35,215円
	盛岡仙北	1,315円	30,993円
	盛岡上田	488円	39,377円
	青山第二	517円	39,783円
	盛岡飯岡	665円	36,247円
	宮古2	520円	36,388円

	八戸大館	1,299円	23,671円
	百石	218円	24,985円
	八戸下田	125円	30,471円
	青森大畑	124円	54,373円
	木造	127円	13,697円
	大浦	161円	44,204円
	弘前藤崎	162円	33,347円
	大鰐	152円	21,338円
	板柳	158円	33,166円
	金木	378円	14,464円
	六戸	187円	68,566円
	上北	123円	55,281円
	五戸	98円	17,436円
	今別	455円	22,819円
	陸奥常盤	227円	37,329円
	上市川	33円	29,570円
	陸奥横浜	202円	22,637円
	深浦	305円	32,242円
	弘前森田	85円	34,484円
	田舎館	87円	44,429円
	乙供	110円	53,460円
	天間林	61円	30,881円
	田子	414円	26,855円
	福地	308円	16,785円
	北金ヶ沢	313円	33,835円
	弘前新和	77円	25,953円
	高杉	68円	80,976円
	奥内	100円	16,047円
	新平賀	251円	84,510円
	八戸南郷	279円	21,121円
	長橋	63円	72,616円
	四和	67円	40,123円
	陸奥蓬田	176円	70,614円
	弘前柏	207円	29,801円
	車力	142円	77,206円
	小阿弥	60円	35,228円
	弘前中里	157円	30,393円
	市浦	110円	27,206円
	青森白糠	154円	81,386円
	上名久井	245円	25,223円
	諏訪平	372円	25,932円
	倉石	108円	28,507円
	青森新郷	124円	20,951円
	尾上	52円	34,751円
	小泊	270円	49,036円
	青森大間	228円	28,815円
	近川駅前	64円	25,056円
	千歳平	59円	26,848円
	弘前石川	341円	20,635円
	弘前鶴田	204円	24,202円
	弘前梅沢	48円	74,680円
	稲垣	127円	68,993円
	名川	244円	27,149円
	青森	447円	43,443円
	浅虫	182円	43,085円
	温湯	88円	22,703円
	浜三沢	71円	16,682円
	織笠	74円	23,707円
	国吉	192円	32,562円
	弘前相馬	272円	73,812円
	目屋	95円	33,603円
	陸奥川内	274円	33,279円
	佐井	144円	26,421円
岩手県	盛岡2	815円	38,322円
	盛岡仙北	1,367円	21,433円
	盛岡上田	504円	34,775円
	青山第二	491円	34,935円
	盛岡飯岡	691円	23,247円
	宮古2	485円	31,675円

大船渡	198円	103,607円
岩手水沢	293円	25,986円
花巻	333円	31,651円
新宮野目	477円	27,240円
北上	280円	24,036円
相去	365円	56,174円
久慈	332円	30,233円
遠野	262円	29,911円
一関	313円	23,819円
陸前高田	293円	86,704円
釜石	353円	51,901円
釜石上中島	639円	26,782円
江刺	184円	45,037円
二戸	274円	23,552円
新西根	199円	42,237円
千厩	359円	20,324円
宮古大野	293円	16,242円
盛岡太田	270円	33,401円
滝沢	292円	35,037円
藤根	201円	26,109円
赤荻	704円	26,652円
紫波	470円	62,591円
矢巾	641円	24,898円
広瀬	94円	19,262円
盛岡乙部	253円	28,249円
江釣子	178円	47,943円
雫石	220円	23,432円
岩手	368円	19,054円
石鳥谷	210円	24,457円
水沢西根	291円	29,630円
新平泉	306円	85,470円
岩泉	393円	23,135円
小鳥谷	362円	49,357円
摺沢	347円	21,828円
岩手川崎	186円	61,729円
水沢東山	186円	102,929円
津軽石	190円	81,006円
萩荘	386円	20,928円
花巻温泉	252円	18,999円
宮古山田	323円	61,328円
鶴住居	157円	97,264円
種市	490円	41,434円
釜石広田	253円	86,608円
金田一	344円	44,488円
渋民	252円	49,618円
好摩	537円	38,975円
水沢小山	241円	55,021円
胆沢	176円	41,018円
軽米	783円	50,349円
豊間根	409円	11,286円
住田	296円	12,609円
細浦	308円	79,601円
田老	237円	77,980円
岩手上郷	318円	13,710円
釜石平田	339円	33,584円
六原	116円	19,354円
三陸	240円	84,931円
綾里	308円	34,907円
宮古小川	169円	39,184円
普代	425円	53,092円
宮古八木	314円	21,022円
湯口	167円	54,136円
和賀	160円	77,012円
滝沢駅前	310円	54,597円
大槌	138円	212,754円
一戸	270円	30,441円
伊手	119円	47,606円
上平沢	187円	27,146円
盛岡東和	179円	27,548円

大船渡	265円	64,698円
岩手水沢	267円	31,711円
花巻	301円	34,144円
新宮野目	436円	23,265円
北上	255円	21,923円
相去	345円	50,115円
久慈	314円	22,234円
遠野	255円	26,754円
一関	293円	26,937円
陸前高田	161円	349,070円
釜石	363円	43,995円
釜石上中島	619円	25,183円
江刺	180円	31,001円
二戸	248円	16,419円
新西根	182円	31,697円
千厩	325円	16,234円
宮古大野	272円	14,823円
盛岡太田	264円	24,831円
滝沢	281円	29,728円
藤根	196円	17,618円
赤荻	649円	24,760円
紫波	468円	38,515円
矢巾	634円	46,185円
広瀬	81円	17,740円
盛岡乙部	234円	25,948円
江釣子	175円	43,105円
雫石	215円	40,974円
岩手	315円	16,893円
石鳥谷	194円	21,769円
水沢西根	273円	24,007円
新平泉	289円	118,481円
岩泉	350円	18,731円
小鳥谷	322円	46,205円
摺沢	337円	19,631円
岩手川崎	143円	55,472円
水沢東山	177円	82,184円
津軽石	140円	87,850円
萩荘	370円	19,433円
花巻温泉	229円	18,431円
宮古山田	110円	54,242円
鶴住居	605円	299,315円
種市	445円	35,829円
釜石広田	292円	66,972円
金田一	310円	29,655円
渋民	242円	46,544円
好摩	491円	34,728円
水沢小山	219円	47,568円
胆沢	164円	49,425円
軽米	697円	29,797円
豊間根	691円	22,588円
住田	291円	38,763円
細浦	217円	73,491円
田老	389円	243,802円
岩手上郷	295円	12,805円
釜石平田	291円	41,151円
六原	99円	18,074円
三陸	194円	80,214円
綾里	276円	32,537円
宮古小川	149円	34,355円
普代	408円	49,725円
宮古八木	278円	17,978円
湯口	146円	48,368円
和賀	155円	68,789円
滝沢駅前	275円	38,322円
大槌	113円	218,198円
一戸	251円	17,202円
伊手	103円	42,263円
上平沢	179円	25,471円
盛岡東和	166円	55,856円

	九戸	310円	20,179円
	唐丹	479円	71,158円
	小本	151円	18,605円
	姉体	117円	29,754円
	二子	168円	25,512円
	水沢飯豊	108円	37,758円
	盛岡西山	98円	61,058円
	葛巻	341円	75,727円
	平館	165円	44,443円
	東八幡平	258円	33,826円
	大迫	319円	54,274円
	金ヶ崎	272円	30,267円
	前沢	314円	29,955円
	衣川	232円	39,440円
	花泉	656円	46,708円
	宮守	428円	34,990円
	安代	351円	71,710円
	田山	218円	38,983円
	湯田	131円	32,675円
	室根	185円	46,806円
	宮古新里	281円	37,636円
	浄法寺	497円	39,073円
	岩手大東	263円	12,988円
	水沢藤沢	333円	31,901円
	田野畑	248円	67,646円
	宮古川井	179円	63,477円
宮城県	仙台青葉通	3,315円	101,066円
	仙台長町	1,096円	44,726円
	台原	525円	33,576円
	愛子	604円	40,509円
	岩切	412円	45,370円
	仙台大高砂	1,181円	19,709円
	鶴ヶ谷	531円	49,252円
	苦竹料金	623円	37,611円
	榴ヶ岡	433円	42,522円
	南小泉	1,309円	14,013円
	荒井	790円	29,110円
	仙台中田	633円	18,935円
	西多賀	525円	25,727円
	仙台泉	1,045円	44,529円
	野村	629円	30,533円
	泉ヶ岳	107円	63,047円
	門脇	229円	37,306円
	塩釜	285円	21,455円
	古川	371円	31,157円
	気仙沼	183円	31,203円
	仙南白石	184円	36,184円
	名取	509円	20,151円
	岩沼桜	604円	25,074円
	仙南	238円	32,657円
	村田	97円	54,686円
	仙南船岡	632円	83,519円
	利府	728円	53,746円
	富谷	352円	65,674円
	明石交換所	366円	76,874円
	築館源光	243円	31,244円
	迫	55円	39,255円
	宮城河北	176円	48,449円
	矢本	671円	61,455円
	八木山	2,593円	30,578円
	多賀城	841円	39,500円
	仙台松島	188円	24,320円
	七ヶ浜	155円	130,049円
	栗駒	201円	15,453円
	折立	427円	27,901円
	三本木	248円	50,013円
	仙台中山	1,073円	23,919円
	大衡	206円	26,960円
	中新田	263円	47,504円

	九戸	263円	18,324円
	唐丹	539円	106,915円
	小本	139円	18,009円
	姉体	214円	26,264円
	二子	171円	20,522円
	水沢飯豊	103円	63,951円
	盛岡西山	85円	54,459円
	葛巻	309円	121,203円
	平館	160円	39,506円
	東八幡平	229円	29,582円
	大迫	301円	48,508円
	金ヶ崎	267円	47,658円
	前沢	306円	58,737円
	衣川	222円	35,887円
	花泉	550円	41,437円
	宮守	409円	32,471円
	安代	308円	64,473円
	田山	193円	34,273円
	湯田	112円	29,185円
	室根	156円	44,058円
	宮古新里	250円	41,037円
	浄法寺	447円	34,472円
	岩手大東	243円	37,557円
	水沢藤沢	406円	22,023円
	田野畑	296円	63,277円
	宮古川井	155円	56,256円
宮城県	仙台青葉通	3,678円	89,113円
	仙台長町	1,066円	36,458円
	台原	599円	26,672円
	愛子	624円	36,811円
	岩切	433円	232,385円
	仙台大高砂	1,182円	28,598円
	鶴ヶ谷	578円	49,842円
	苦竹料金	553円	33,552円
	榴ヶ岡	243円	38,723円
	南小泉	1,311円	16,259円
	荒井	889円	25,527円
	仙台中田	683円	23,929円
	西多賀	524円	23,304円
	仙台泉	976円	40,034円
	野村	660円	24,506円
	泉ヶ岳	111円	56,546円
	門脇	315円	33,310円
	塩釜	274円	20,281円
	古川	356円	33,326円
	気仙沼	121円	26,848円
	仙南白石	167円	30,961円
	名取	539円	17,670円
	岩沼桜	621円	22,575円
	仙南	231円	26,180円
	村田	227円	32,856円
	仙南船岡	580円	69,573円
	利府	753円	48,672円
	富谷	343円	41,351円
	明石交換所	311円	70,636円
	築館源光	214円	27,520円
	迫	60円	56,782円
	宮城河北	220円	45,031円
	矢本	787円	55,524円
	八木山	2,813円	27,042円
	多賀城	940円	35,309円
	仙台松島	181円	21,295円
	七ヶ浜	218円	118,771円
	栗駒	185円	14,348円
	折立	400円	25,117円
	三本木	242円	44,203円
	仙台中山	1,157円	21,032円
	大衡	192円	24,061円
	中新田	258円	29,511円

亘理	478円	49,228円
石越	183円	18,362円
歌津	273円	342,469円
角田	180円	62,905円
鹿島台	305円	21,486円
生出	216円	12,542円
仙台今泉	520円	30,278円
仙南槻木	430円	31,584円
第2高館	273円	87,647円
古川中田	304円	36,280円
古川南郷	202円	28,380円
若柳	183円	72,477円
渡波	265円	76,186円
西古川	213円	91,393円
石巻階上	315円	29,347円
関上	102円	17,958円
丸森	232円	61,362円
坂元	185円	32,700円
山下	276円	35,782円
大郷	154円	20,354円
古川小野田	265円	18,228円
古川松山	403円	36,047円
岩出山	194円	20,013円
涌谷	211円	43,816円
籠岳	165円	23,940円
田尻	483円	14,782円
小牛田	279円	31,701円
北浦駅前	121円	27,997円
寺崎	250円	15,516円
女川	116円	167,098円
志津川	199円	280,039円
本吉	559円	32,331円
唐桑	215円	175,558円
荒谷	261円	22,703円
芋沢	149円	64,183円
円田	131円	46,260円
色麻	202円	41,529円
古川鳴子	210円	44,113円
一迫	355円	18,869円
登米	225円	80,972円
古川南方	331円	29,355円
広淵	203円	21,627円
野蒜	73円	59,227円
遠刈田	165円	16,717円
高清水	484円	13,490円
金成	145円	33,728円
仙南北郷	143円	34,129円
古川宮崎	267円	16,419円
瀬峰	447円	16,924円
鷺沢	79円	18,514円
米谷	126円	43,760円
宮城河南	365円	15,732円
鳴瀬	225円	46,477円
作並	156円	94,953円
仙南川崎	219円	48,496円
仙南大内	181円	18,025円
牡鹿	73円	173,525円
石巻津山	123円	32,012円
古川新田	190円	19,753円
古川米山	268円	12,008円
石巻雄勝	74円	167,826円
石巻大島	276円	25,671円
新棟秋田	341円	44,579円
秋田大町	254円	29,247円
土崎	257円	20,214円
秋田仁井田	368円	26,556円
能代	124円	17,048円
東能代	220円	24,106円
横手	184円	26,704円

秋田県

亘理	471円	44,484円
石越	168円	17,593円
歌津	244円	325,338円
角田	172円	46,701円
鹿島台	226円	19,411円
生出	208円	10,473円
仙台今泉	620円	25,630円
仙南槻木	462円	29,736円
第2高館	258円	81,044円
古川中田	296円	34,126円
古川南郷	198円	56,861円
若柳	170円	60,109円
渡波	266円	62,704円
西古川	204円	55,252円
石巻階上	385円	26,327円
関上	268円	13,797円
丸森	218円	36,082円
坂元	167円	29,540円
山下	248円	28,581円
大郷	123円	18,523円
古川小野田	243円	16,788円
古川松山	381円	32,512円
岩出山	195円	17,957円
涌谷	221円	32,749円
籠岳	148円	43,550円
田尻	435円	13,543円
小牛田	242円	25,959円
北浦駅前	117円	26,398円
寺崎	243円	13,304円
女川	76円	281,153円
志津川	21円	263,773円
本吉	542円	28,843円
唐桑	249円	163,779円
荒谷	231円	21,556円
芋沢	133円	55,294円
円田	126円	34,541円
色麻	183円	36,159円
古川鳴子	189円	29,995円
一迫	333円	26,108円
登米	217円	46,864円
古川南方	311円	49,114円
広淵	328円	19,517円
野蒜	72円	55,839円
遠刈田	156円	15,251円
高清水	454円	21,359円
金成	135円	43,676円
仙南北郷	128円	32,387円
古川宮崎	236円	24,923円
瀬峰	416円	25,255円
鷺沢	71円	29,109円
米谷	119円	51,884円
宮城河南	459円	14,301円
鳴瀬	211円	39,114円
作並	163円	87,019円
仙南川崎	203円	40,926円
仙南大内	164円	50,027円
牡鹿	34円	148,494円
石巻津山	117円	43,360円
古川新田	178円	36,348円
古川米山	241円	26,477円
石巻雄勝	86円	156,868円
石巻大島	268円	22,837円
新棟秋田	318円	39,123円
秋田大町	241円	34,602円
土崎	241円	18,685円
秋田仁井田	342円	24,031円
能代	111円	16,195円
東能代	161円	24,021円
横手	179円	25,023円

秋田県

秋田大館	220円	17,483円
十二所	66円	25,042円
秋田本荘	186円	25,385円
男鹿	110円	18,306円
秋田湯沢	120円	27,652円
大曲	179円	39,360円
鹿角	175円	16,803円
大館鷹巣	146円	27,319円
五城目	197円	30,709円
秋田追分	195円	23,403円
天王	273円	24,776円
秋田大湯	361円	47,484円
仁賀保	164円	27,491円
象潟	271円	18,849円
横手神岡	118円	30,704円
角館	197円	28,152円
西馬音内	347円	19,746円
東成瀬	126円	48,050円
外旭川	278円	24,686円
釈迦内	104円	29,753円
太平	123円	37,732円
下浜	88円	27,358円
角間川	168円	51,745円
内小友	112円	53,351円
比内	256円	16,220円
合川	39円	55,722円
八郎潟	217円	26,219円
横手六郷	152円	21,410円
森岳	225円	37,318円
由利	140円	30,215円
稲川	356円	32,808円
横手雄勝	385円	32,923円
八竜	163円	17,025円
琴丘	147円	18,033円
刈和野	170円	39,471円
中仙	210円	29,281円
小坂	185円	26,200円
東由利	190円	24,682円
秋田太田	215円	38,391円
千畑	151円	34,523円
秋田井川	357円	31,142円
飯田川	127円	14,784円
若美	177円	26,302円
二ツ井	212円	29,169円
花岡	87円	25,624円
雄和	201円	36,735円
上小阿仁	211円	32,963円
八森	173円	30,333円
沢目	117円	34,153円
田沢湖	189円	35,386円
米内沢	172円	18,846円
秋田船越	171円	27,995円
秋田河辺	256円	18,129円
矢島	162円	9,797円
秋田北浦	81円	38,365円
金浦	318円	26,455円
八幡平	132円	35,771円
阿仁	166円	30,181円
横手神代	265円	51,444円
秋田脇本	57円	36,669円
由利院内	376円	48,383円
平鹿	113円	15,958円
雄物川	247円	23,443円
西目	384円	22,701円
増田	152円	33,569円
横手大森	298円	43,082円
秋田大内	286円	36,194円
秋田鳥海	147円	32,833円
西明寺	263円	39,738円

秋田大館	190円	15,382円
十二所	59円	22,097円
秋田本荘	183円	22,809円
男鹿	97円	16,184円
秋田湯沢	105円	21,602円
大曲	147円	32,189円
鹿角	160円	14,829円
大館鷹巣	139円	24,022円
五城目	172円	26,020円
秋田追分	202円	20,269円
天王	263円	21,550円
秋田大湯	353円	42,607円
仁賀保	145円	22,997円
象潟	248円	16,890円
横手神岡	106円	27,234円
角館	187円	28,305円
西馬音内	313円	17,330円
東成瀬	102円	42,677円
外旭川	245円	21,630円
釈迦内	91円	25,081円
太平	102円	33,103円
下浜	82円	26,099円
角間川	122円	45,648円
内小友	87円	47,658円
比内	234円	14,009円
合川	36円	35,169円
八郎潟	179円	23,015円
横手六郷	149円	18,583円
森岳	302円	32,741円
由利	124円	26,861円
稲川	321円	29,101円
横手雄勝	342円	28,525円
八竜	181円	14,532円
琴丘	126円	15,639円
刈和野	151円	34,920円
中仙	184円	26,107円
小坂	165円	23,102円
東由利	164円	21,130円
秋田太田	186円	33,553円
千畑	141円	30,212円
秋田井川	255円	25,799円
飯田川	157円	11,692円
若美	148円	23,033円
二ツ井	192円	25,931円
花岡	79円	22,638円
雄和	179円	32,654円
上小阿仁	137円	29,107円
八森	150円	28,323円
沢目	113円	32,751円
田沢湖	166円	31,445円
米内沢	157円	16,572円
秋田船越	153円	24,567円
秋田河辺	239円	17,275円
矢島	143円	8,952円
秋田北浦	78円	34,032円
金浦	264円	25,551円
八幡平	114円	31,781円
阿仁	145円	26,341円
横手神代	235円	45,517円
秋田脇本	54円	32,129円
由利院内	304円	42,542円
平鹿	105円	13,694円
雄物川	218円	20,356円
西目	353円	21,876円
増田	134円	29,311円
横手大森	264円	38,848円
秋田大内	273円	28,186円
秋田鳥海	121円	28,820円
西明寺	210円	34,756円

	横手山内	319円	39,376円
	須川	79円	34,869円
	横手十文字	237円	14,446円
	横手金沢	191円	41,173円
	大館大湯	112円	46,721円
	十和田南	161円	29,379円
	早口	201円	25,266円
	秋田道川	204円	26,602円
	秋田協和	239円	39,414円
	横手仙北	196円	25,725円
	後三年	200円	47,018円
	五里合	101円	26,068円
	藤里	206円	50,913円
	大雄	248円	33,521円
	外小友	149円	38,814円
山形県	山形	400円	31,616円
	山形金井	469円	19,913円
	山形十文字	258円	21,988円
	今塚	1,054円	36,726円
	あかねヶ丘	696円	42,844円
	米沢	289円	28,223円
	米沢窪田	206円	26,801円
	八幡原	87円	51,672円
	鶴岡	334円	16,282円
	酒田2	361円	28,761円
	酒田緑ヶ丘	339円	27,615円
	酒田高砂	152円	25,337円
	新庄	396円	30,219円
	寒河江	373円	49,901円
	山形上山	270円	18,688円
	村山	185円	30,895円
	長井	152円	37,175円
	天童	357円	41,114円
	高掬	461円	11,865円
	神町	404円	21,397円
	東根	307円	15,033円
	尾花沢	326円	79,501円
	南陽	184円	31,825円
	河北	168円	23,895円
	山形朝日	215円	18,319円
	白鷹	192円	20,586円
	余目	140円	17,359円
	藤島	202円	42,076円
	酒田三川	(略)	44,242円
	温海	363円	45,378円
	山形小国	219円	41,226円
	庄内朝日機械	140円	50,420円
	山形川西	250円	29,907円
	酒田水沢	107円	46,298円
	袖浦	128円	29,251円
	山形大江	339円	36,909円
	山辺	388円	42,965円
	山形中山	332円	20,750円
	南原	105円	32,424円
	宮内	218円	19,075円
	高畠	315円	24,100円
	櫛引	147円	33,330円
	白岩	378円	21,843円
	山形西川	147円	38,625円
	糠野目	252円	45,414円
	米沢飯豊	197円	31,894円
	酒田羽黒	247円	59,761円
	本道寺	70円	93,257円
	山形平田	316円	23,443円
	酒田立川	237円	34,370円
	酒田松山	252円	39,649円
	酒田三瀬	96円	34,232円
	山形金山	110円	32,289円
	真室川	247円	34,067円

	横手山内	271円	34,455円
	須川	71円	64,998円
	横手十文字	215円	12,397円
	横手金沢	168円	30,952円
	大館大湯	104円	42,516円
	十和田南	148円	25,887円
	早口	191円	21,204円
	秋田道川	184円	26,000円
	秋田協和	204円	72,449円
	横手仙北	171円	22,128円
	後三年	173円	41,449円
	五里合	84円	21,311円
	藤里	149円	45,811円
	大雄	222円	29,594円
	外小友	164円	33,023円
山形県	山形	388円	27,261円
	山形金井	472円	16,884円
	山形十文字	270円	19,533円
	今塚	1,079円	109,692円
	あかねヶ丘	676円	37,119円
	米沢	266円	25,934円
	米沢窪田	195円	23,783円
	八幡原	76円	39,179円
	鶴岡	328円	15,431円
	酒田2	357円	29,210円
	酒田緑ヶ丘	317円	24,446円
	酒田高砂	124円	23,277円
	新庄	374円	27,694円
	寒河江	352円	33,204円
	山形上山	266円	19,050円
	村山	175円	29,880円
	長井	151円	34,804円
	天童	356円	33,119円
	高掬	501円	10,237円
	神町	387円	19,430円
	東根	292円	28,620円
	尾花沢	311円	73,002円
	南陽	185円	31,167円
	河北	160円	20,896円
	山形朝日	195円	15,892円
	白鷹	187円	17,901円
	余目	134円	15,700円
	藤島	197円	37,648円
	酒田三川	(略)	39,750円
	温海	358円	41,179円
	山形小国	202円	36,484円
	庄内朝日機械	124円	44,890円
	山形川西	243円	26,540円
	酒田水沢	96円	40,930円
	袖浦	116円	27,188円
	山形大江	314円	32,450円
	山辺	370円	39,817円
	山形中山	355円	17,392円
	南原	97円	28,380円
	宮内	215円	35,428円
	高畠	305円	20,421円
	櫛引	140円	29,511円
	白岩	363円	19,765円
	山形西川	124円	34,105円
	糠野目	226円	40,702円
	米沢飯豊	175円	26,282円
	酒田羽黒	241円	53,871円
	本道寺	59円	80,464円
	山形平田	304円	19,752円
	酒田立川	218円	28,501円
	酒田松山	242円	33,672円
	酒田三瀬	86円	30,946円
	山形金山	102円	28,407円
	真室川	194円	30,140円

	中和田	191円	22,588円
	鼠ヶ関	139円	25,953円
	蔵王	191円	49,351円
	酒田大山	285円	17,499円
	湯野浜	264円	77,986円
	本楯	139円	41,102円
	泉田	112円	39,521円
	村山大久保	272円	34,648円
	山形白鳥	267円	39,191円
	山形東郷	140円	60,488円
	福原	156円	40,844円
	大石田	174円	46,419円
	鮭川	155円	35,266円
	古口	172円	37,419円
	遊佐	235円	23,754円
	吹浦	66円	46,950円
	酒田八幡	129円	40,050円
	舟形	214円	30,988円
	須田板	205円	39,358円
	山形玉野	111円	35,367円
	清水	132円	39,825円
福島県	福島	370円	48,153円
	福島清水	653円	26,866円
	福島佐倉	438円	22,034円
	瀬上	497円	17,162円
	福島大森	465円	23,411円
	蓬萊	353円	24,960円
	飯坂	257円	26,917円
	福島花園	598円	34,534円
	会津若松	442円	24,829円
	東栄町分局	746円	24,634円
	福島郡山	1,399円	27,905円
	郡山芳賀	649円	50,235円
	笹川	676円	23,847円
	日和田	148円	41,206円
	喜久田	(略)	51,109円
	大槻	650円	22,390円
	郡山守山	72円	49,017円
	磐梯熱海	(略)	57,291円
	いわき	475円	38,865円
	小名浜	367円	30,327円
	勿来	373円	33,764円
	内郷	495円	15,772円
	好間	557円	38,763円
	草野	377円	14,335円
	いわき常磐	265円	21,813円
	四倉	407円	61,366円
	いわき若葉台	1,204円	23,841円
	いわき泉	508円	21,289円
	いわき玉川	389円	20,766円
	いわき窪田	445円	29,452円
	白河	287円	35,272円
	福島原町	363円	26,861円
	郡山須賀川	321円	36,019円
	喜多方	335円	16,568円
	福島相馬	550円	21,925円
	二本松	312円	21,338円
	福島藤田	303円	31,733円
	二本松本宮	245円	14,157円
	田島	342円	23,541円
	猪苗代	286円	52,005円
	会津若松坂下	378円	26,913円
	郡山西郷	313円	30,769円
	郡山石川	(略)	29,490円
	三春	236円	19,428円
	磐城富岡	487円	17,060円
	浪江	959円	26,063円
	会津山口	385円	28,177円
	会津若松広田	191円	66,451円

	中和田	192円	20,377円
	鼠ヶ関	128円	56,262円
	蔵王	184円	43,571円
	酒田大山	281円	14,225円
	湯野浜	227円	68,515円
	本楯	125円	34,802円
	泉田	105円	34,848円
	村山大久保	214円	30,485円
	山形白鳥	216円	34,938円
	山形東郷	127円	54,017円
	福原	147円	36,040円
	大石田	164円	41,536円
	鮭川	124円	31,368円
	古口	137円	33,202円
	遊佐	222円	19,676円
	吹浦	58円	39,513円
	酒田八幡	126円	33,730円
	舟形	194円	60,662円
	須田板	173円	34,257円
	山形玉野	89円	30,997円
	清水	108円	35,166円
福島県	福島	389円	44,079円
	福島清水	716円	23,857円
	福島佐倉	440円	20,313円
	瀬上	552円	14,620円
	福島大森	575円	20,519円
	蓬萊	350円	21,923円
	飯坂	254円	23,862円
	福島花園	551円	31,050円
	会津若松	425円	23,190円
	東栄町分局	731円	20,372円
	福島郡山	1,459円	24,402円
	郡山芳賀	687円	36,891円
	笹川	705円	21,014円
	日和田	146円	37,640円
	喜久田	(略)	39,708円
	大槻	669円	18,189円
	郡山守山	76円	44,462円
	磐梯熱海	(略)	52,027円
	いわき	522円	32,779円
	小名浜	389円	27,348円
	勿来	387円	30,399円
	内郷	536円	13,785円
	好間	576円	35,167円
	草野	406円	14,221円
	いわき常磐	260円	20,081円
	四倉	436円	41,268円
	いわき若葉台	1,270円	20,981円
	いわき泉	568円	42,809円
	いわき玉川	443円	18,438円
	いわき窪田	475円	26,320円
	白河	295円	31,952円
	福島原町	446円	26,172円
	郡山須賀川	295円	32,675円
	喜多方	319円	16,510円
	福島相馬	527円	16,952円
	二本松	315円	17,316円
	福島藤田	302円	28,926円
	二本松本宮	243円	11,973円
	田島	338円	24,220円
	猪苗代	277円	35,913円
	会津若松坂下	374円	24,894円
	郡山西郷	306円	27,257円
	郡山石川	(略)	24,211円
	三春	227円	17,183円
	磐城富岡	466円	14,738円
	浪江	951円	23,633円
	会津山口	334円	22,970円
	会津若松広田	200円	51,835円

福島梁川	370円	36,002円
保原	422円	19,523円
江名	264円	35,835円
福島川俣	250円	23,513円
塙	517円	26,526円
新地	(略)	38,568円
小高	664円	38,489円
福島伊達	421円	49,156円
桑折	413円	23,836円
福島松川	247円	29,867円
鏡石	320円	15,364円
塩川	386円	43,618円
棚倉	291円	17,274円
郡山浅川	188円	31,496円
福島鹿島	352円	30,369円
柳津	85円	47,580円
飯野	282円	36,211円
磐梯	194円	47,544円
霊山	214円	56,381円
橋本	328円	24,254円
泉崎	186円	54,539円
大玉	216円	31,177円
大林	356円	34,927円
表郷	134円	41,438円
郡山中島	125円	69,882円
湖南	129円	44,772円
白沢	151円	29,458円
多田野	112円	22,117円
古殿	230円	32,459円
西会津	111円	28,327円
北会津	131円	23,621円
新鶴	258円	45,359円
いわき広野	34円	21,726円
久ノ浜	136円	49,858円
船引	384円	20,479円
鮫川	158円	15,197円
福島東和	307円	35,053円
郡山岩瀬	(略)	33,951円
川桁	110円	59,130円
柳橋	186円	32,156円
岩代	116円	21,391円
郡山長沼	217円	36,954円
会津若松下郷	294円	24,980円
熱塩	160円	72,285円
山都	179円	24,874円
郡山東	111円	32,503円
大信	185円	39,151円
都路	110円	14,387円
常葉	169円	25,096円
檜葉	563円	30,866円
庭坂	266円	22,736円
沼之内	333円	43,954円
いわき小川	262円	27,211円
上遠野	379円	24,045円
小作田	296円	21,219円
原釜	214円	35,448円
裏磐梯	1,163円	79,432円
会津高田	318円	74,252円
会津本郷	226円	20,053円
郡山玉川	222円	21,456円
小野新町	309円	40,932円
大熊	607円	25,456円
いわき双葉	256円	34,258円
飯舘	498円	25,563円
天栄	277円	30,665円
只見	360円	35,203円
会津若松吾妻	87円	126,210円
矢祭	395円	21,963円
滝根	184円	27,581円

福島梁川	380円	32,740円
保原	397円	17,463円
江名	241円	32,564円
福島川俣	222円	21,616円
塙	520円	23,413円
新地	(略)	35,148円
小高	658円	35,351円
福島伊達	415円	41,737円
桑折	408円	21,911円
福島松川	266円	26,802円
鏡石	330円	14,808円
塩川	358円	38,427円
棚倉	273円	15,756円
郡山浅川	134円	29,078円
福島鹿島	349円	27,746円
柳津	80円	41,833円
飯野	296円	33,109円
磐梯	183円	42,480円
霊山	200円	49,558円
橋本	466円	21,164円
泉崎	184円	48,244円
大玉	208円	29,236円
大林	326円	30,834円
表郷	123円	37,676円
郡山中島	122円	47,658円
湖南	124円	39,653円
白沢	144円	27,358円
多田野	115円	19,766円
古殿	210円	28,574円
西会津	104円	25,143円
北会津	127円	20,709円
新鶴	235円	40,325円
いわき広野	291円	19,958円
久ノ浜	194円	252,889円
船引	355円	40,131円
鮫川	145円	14,802円
福島東和	293円	33,082円
郡山岩瀬	(略)	29,203円
川桁	99円	34,403円
柳橋	184円	29,265円
岩代	118円	19,173円
郡山長沼	208円	32,679円
会津若松下郷	256円	21,723円
熱塩	139円	45,654円
山都	170円	21,668円
郡山東	109円	22,154円
大信	184円	33,391円
都路	104円	13,989円
常葉	163円	23,295円
檜葉	38円	24,585円
庭坂	20円	21,108円
沼之内	353円	39,772円
いわき小川	277円	24,749円
上遠野	362円	22,316円
小作田	298円	19,032円
原釜	234円	31,447円
裏磐梯	1,115円	73,178円
会津高田	295円	43,517円
会津本郷	218円	17,479円
郡山玉川	216円	20,008円
小野新町	305円	37,545円
大熊	596円	24,183円
いわき双葉	246円	31,034円
飯舘	485円	23,697円
天栄	249円	26,633円
只見	346円	31,266円
会津若松吾妻	72円	112,810円
矢祭	382円	19,941円
滝根	182円	26,061円

	大越	185円	41,811円
	郡山七郷	243円	21,512円
	移	203円	29,302円
茨城県	水戸大町	588円	51,555円
	茨城赤塚	(略)	40,811円
	水戸吉田	378円	17,809円
	千波	627円	32,815円
	多賀	383円	22,447円
	久慈浜	397円	16,336円
	日立別館	332円	26,498円
	茨城日高	284円	40,404円
	土浦	260円	45,834円
	荒川沖	472円	19,833円
	神立	247円	16,725円
	石岡国府	414円	25,031円
	下館別館	406円	24,230円
	下館川島	340円	17,144円
	結城	436円	21,571円
	結城南	247円	22,111円
	竜ヶ崎	206円	36,201円
	土浦佐貫	219円	24,768円
	那珂湊	351円	20,478円
	阿字ヶ浦	482円	22,492円
	下妻	353円	36,916円
	水海道菅生	492円	13,947円
	水海道別	588円	52,026円
	茨城勝田	365円	31,784円
	高萩	212円	20,892円
	北茨城	255円	22,724円
	取手	408円	22,825円
	茨城岩井	190円	29,675円
	土浦牛久	783円	27,086円
	つくば	1,452円	46,300円
	大穂	720円	19,910円
	桜	253円	23,103円
	つくば北	172円	25,642円
	筑波山	383円	29,496円
	吉沼	125円	19,438円
	筑波谷田部	419円	22,730円
	土浦豊里	447円	28,263円
	大洗	464円	17,375円
	友部	388円	44,945円
	茨城東海	603円	24,026円
	那珂	371円	8,558円
	常陸大宮	375円	32,599円
	金砂郷	179円	15,486円
十王	371円	22,921円	
常陸鹿島	665円	26,745円	
神栖	582円	28,200円	
茨城萩原	296円	16,739円	
潮来延方	451円	16,666円	
美浦	242円	20,781円	
谷和原	519円	42,400円	
守谷清水	780円	59,121円	
古河2	642円	4,857円	
古河旭	1,283円	10,737円	
総和2	325円	51,409円	
古河南	410円	50,659円	
茨城境	406円	26,567円	
石岡東	411円	64,303円	
石岡	643円	54,555円	
常陸太田別館	343円	32,304円	
羽島	287円	20,911円	
千葉若松	154円	29,489円	
矢田部	275円	27,589円	
阿見	(略)	11,076円	
高場	403円	64,908円	
笠間	400円	19,102円	
稲戸井	563円	20,685円	

	大越	41円	37,382円
	郡山七郷	233円	20,801円
	移	201円	28,297円
茨城県	水戸大町	581円	46,899円
	茨城赤塚	(略)	35,002円
	水戸吉田	350円	20,222円
	千波	581円	28,818円
	多賀	380円	20,188円
	久慈浜	384円	15,430円
	日立別館	308円	23,789円
	茨城日高	274円	42,645円
	土浦	267円	44,039円
	荒川沖	489円	16,602円
	神立	253円	34,162円
	石岡国府	405円	33,189円
	下館別館	387円	20,706円
	下館川島	319円	15,419円
	結城	418円	21,718円
	結城南	227円	20,203円
	竜ヶ崎	83円	32,634円
	土浦佐貫	468円	25,578円
	那珂湊	316円	18,402円
	阿字ヶ浦	449円	20,182円
	下妻	321円	32,003円
	水海道菅生	451円	34,566円
	水海道別	517円	46,896円
	茨城勝田	357円	27,952円
	高萩	202円	32,314円
	北茨城	221円	19,466円
	取手	476円	23,583円
	茨城岩井	186円	35,333円
	土浦牛久	789円	23,086円
	つくば	1,556円	41,268円
	大穂	733円	17,881円
	桜	243円	20,441円
	つくば北	146円	23,341円
	筑波山	348円	20,087円
	吉沼	98円	40,010円
	筑波谷田部	383円	19,862円
	土浦豊里	427円	29,046円
	大洗	448円	15,581円
	友部	376円	41,634円
	茨城東海	532円	21,134円
	那珂	365円	7,728円
	常陸大宮	367円	28,703円
	金砂郷	152円	14,347円
十王	363円	25,960円	
常陸鹿島	549円	23,795円	
神栖	486円	22,735円	
茨城萩原	266円	17,526円	
潮来延方	344円	14,713円	
美浦	221円	36,402円	
谷和原	443円	37,484円	
守谷清水	728円	55,745円	
古河2	650円	18,925円	
古河旭	1,208円	10,121円	
総和2	313円	45,566円	
古河南	381円	27,256円	
茨城境	382円	38,200円	
石岡東	377円	58,567円	
石岡	540円	49,216円	
常陸太田別館	328円	23,675円	
羽島	283円	15,372円	
千葉若松	134円	26,549円	
矢田部	259円	45,211円	
阿見	(略)	10,283円	
高場	400円	43,994円	
笠間	360円	18,152円	
稲戸井	543円	18,842円	

茨城	294円	49,588円
茨城岩瀬	289円	25,415円
大子	289円	33,090円
鉾田	125円	22,739円
江戸崎	179円	16,355円
伊奈	373円	43,190円
藤代蔵前	514円	33,114円
奥野	163円	14,981円
牛堀	442円	39,754円
阿見南	136円	17,105円
茨城東	87円	47,236円
総和	325円	28,265円
岡田	247円	14,528円
関城	138円	24,488円
茨城協和	493円	11,179円
利根	142円	8,328円
いばらき旭	106円	34,698円
常澄	243円	31,285円
内原	956円	17,651円
石岡大野	184円	28,898円
茎崎	218円	19,390円
新利根	113円	24,053円
岩間	324円	21,243円
八郷	126円	14,964円
茨城鳥栖	110円	31,159円
湫沼	183円	36,518円
瓜連	517円	20,014円
茨城北浦	71円	17,520円
茨城玉造	60円	23,731円
常北	307円	32,729円
岡郷	184円	11,499円
五霞	201円	14,842円
茨城八千代	288円	32,591円
大洋	110円	11,297円
茨城土浦	234円	36,978円
波崎	242円	43,820円
茨城出島	131円	28,338円
沖宿	133円	23,395円
潮来	(略)	30,349円
明野	151円	36,228円
真壁	226円	21,605円
茨城千代田	316円	35,466円
茨城大津	303円	19,224円
茨城稲田	170円	23,564円
七郷	214円	16,545円
桂	(略)	19,738円
土浦河内	123円	24,459円
美野里	175円	55,650円
新治	199円	17,040円
茨城麻生	187円	25,393円
飯富	209円	21,170円
国田	212円	9,873円
菅原	223円	63,785円
行方	110円	25,509円
蔵川	116円	22,685円
出島東	145円	15,321円
小幡	95円	18,118円
雨引	236円	23,159円
八俣	118円	14,693円
猿島	143円	62,658円
御前山	180円	17,115円
茨城三和	795円	52,434円
沓掛	166円	28,718円
いばらき小川	241円	32,594円
山方	268円	24,688円
水府	134円	8,763円
茨城桜川	90円	14,980円
石下	213円	40,055円
茨城美和	281円	88,968円

茨城	282円	57,116円
茨城岩瀬	271円	22,847円
大子	242円	29,485円
鉾田	176円	19,680円
江戸崎	161円	14,998円
伊奈	346円	86,710円
藤代蔵前	485円	29,047円
奥野	156円	13,808円
牛堀	388円	36,357円
阿見南	134円	10,009円
茨城東	76円	24,675円
総和	313円	25,023円
岡田	186円	36,753円
関城	132円	23,299円
茨城協和	477円	12,489円
利根	133円	7,859円
いばらき旭	102円	26,334円
常澄	228円	27,520円
内原	948円	16,002円
石岡大野	176円	30,342円
茎崎	203円	17,223円
新利根	112円	24,294円
岩間	316円	19,276円
八郷	87円	13,473円
茨城鳥栖	109円	25,659円
湫沼	162円	23,448円
瓜連	492円	17,842円
茨城北浦	73円	15,757円
茨城玉造	104円	23,238円
常北	270円	30,261円
岡郷	179円	10,434円
五霞	183円	13,491円
茨城八千代	280円	29,982円
大洋	97円	10,344円
茨城土浦	249円	35,422円
波崎	244円	39,362円
茨城出島	119円	27,657円
沖宿	123円	15,322円
潮来	(略)	41,024円
明野	139円	26,333円
真壁	229円	19,799円
茨城千代田	312円	31,091円
茨城大津	293円	17,740円
茨城稲田	165円	27,666円
七郷	194円	15,427円
桂	(略)	19,387円
土浦河内	124円	18,538円
美野里	165円	30,415円
新治	180円	15,108円
茨城麻生	181円	42,542円
飯富	199円	19,341円
国田	218円	13,081円
菅原	199円	57,540円
行方	89円	14,112円
蔵川	105円	20,210円
出島東	134円	22,930円
小幡	83円	19,622円
雨引	229円	21,053円
八俣	108円	13,467円
猿島	125円	44,872円
御前山	155円	16,042円
茨城三和	775円	30,071円
沓掛	153円	19,775円
いばらき小川	176円	70,273円
山方	208円	15,711円
水府	66円	8,086円
茨城桜川	84円	13,218円
石下	203円	27,203円
茨城美和	241円	79,008円

栃木県

宇都宮	716円	57,020円
宇都宮平出	310円	27,035円
道場宿	334円	60,160円
瑞穂野	241円	13,630円
徳次郎	551円	49,245円
砥上	606円	19,770円
江曾島	834円	15,031円
雀宮	842円	51,680円
足利	362円	30,268円
足利相生	514円	13,481円
足利西	353円	26,049円
足利南	552円	21,823円
栃木	416円	47,755円
栃木北	475円	34,163円
佐野	323円	28,317円
鹿沼	351円	25,456円
北犬飼	293円	15,032円
日光	388円	24,627円
今市	236円	29,615円
栃木小山	856円	48,655円
雨ヶ谷	451円	10,947円
延島	285円	24,682円
真岡	283円	33,617円
大田原2	250円	25,897円
矢板	617円	22,641円
黒磯	414円	30,538円
上三川	539円	21,172円
栃木河内	570円	14,192円
栃木芳賀	353円	51,670円
栃木壬生2	1,799円	25,326円
石橋	661円	30,978円
栃木小金井	667円	40,313円
新野木	675円	67,182円
栃木大平	413円	23,205円
岩舟	281円	23,630円
鬼怒川川治	(略)	23,044円
宝積寺	548円	15,163円
栃木烏山	246円	13,683円
西那須野2	425円	24,893円
田沼	364円	13,115円
益子	382円	36,123円
間々田	378円	50,333円
栃木城山	471円	15,772円
南犬飼	445円	21,285円
氏家別	463円	34,759円
葛生2	355円	48,077円
赤見	255円	41,281円
薬師寺	204円	15,914円
小山西	173円	18,753円
卒島	309円	11,615円
栃木富田	337円	27,454円
栃木藤岡2	298円	16,015円
栃木田原	217円	28,017円
栃木西方	179円	14,918円
上河内	243円	31,917円
野崎	258円	35,776円
佐久山	148円	24,787円
片岡	264円	32,368円
東那須野	310円	12,416円
栃木梅沢	187円	58,418円
楡木	195円	12,679円
栃木大沢	238円	19,671円
伊王野2	165円	30,396円
喜連川	239円	53,339円
馬頭	223円	12,122円
黒羽	81円	16,526円
黒田原	235円	47,340円
栃木二宮	288円	21,893円
市貝	298円	22,639円

栃木県

宇都宮	728円	51,654円
宇都宮平出	299円	28,810円
道場宿	328円	50,998円
瑞穂野	239円	21,419円
徳次郎	544円	28,299円
砥上	581円	41,049円
江曾島	839円	13,197円
雀宮	834円	43,493円
足利	348円	35,896円
足利相生	503円	34,740円
足利西	345円	17,620円
足利南	545円	20,878円
栃木	376円	37,513円
栃木北	372円	30,830円
佐野	300円	25,418円
鹿沼	327円	22,250円
北犬飼	275円	22,724円
日光	371円	59,866円
今市	224円	28,653円
栃木小山	831円	55,450円
雨ヶ谷	411円	9,403円
延島	262円	16,448円
真岡	278円	30,366円
大田原2	242円	23,588円
矢板	556円	21,990円
黒磯	390円	27,966円
上三川	521円	18,726円
栃木河内	560円	47,721円
栃木芳賀	339円	30,269円
栃木壬生2	1,781円	17,997円
石橋	604円	27,628円
栃木小金井	634円	36,257円
新野木	616円	102,920円
栃木大平	406円	20,593円
岩舟	278円	20,732円
鬼怒川川治	(略)	20,409円
宝積寺	539円	13,787円
栃木烏山	220円	13,852円
西那須野2	386円	17,884円
田沼	362円	11,144円
益子	364円	26,866円
間々田	369円	45,435円
栃木城山	355円	14,331円
南犬飼	438円	19,343円
氏家別	449円	31,681円
葛生2	338円	30,506円
赤見	246円	57,127円
薬師寺	194円	14,385円
小山西	159円	28,085円
卒島	268円	10,337円
栃木富田	314円	24,232円
栃木藤岡2	282円	14,439円
栃木田原	189円	26,081円
栃木西方	169円	13,429円
上河内	230円	29,480円
野崎	245円	132,447円
佐久山	141円	16,403円
片岡	247円	29,532円
東那須野	285円	11,503円
栃木梅沢	166円	52,839円
楡木	179円	94,527円
栃木大沢	189円	17,596円
伊王野2	139円	26,450円
喜連川	234円	51,778円
馬頭	204円	19,311円
黒羽	70円	14,860円
黒田原	223円	34,363円
栃木二宮	278円	19,520円
市貝	277円	20,861円

	南那須	218円	16,190円
	文挾	159円	38,701円
	栃木粟野	314円	18,880円
	玉生	262円	26,005円
	熟田	136円	26,281円
	栃木小川	485円	16,117円
	塩原2	240円	23,680円
	関谷	202円	15,524円
	栃木茂木	284円	33,943円
	湯津上	282円	14,640円
	足尾交換局2	308円	19,298円
	栃木水橋	165円	36,632円
	船生	146円	27,352円
	栃木大宮	163円	41,112円
	川治	163円	29,929円
	栃木2	416円	38,983円
	那須横沢	121円	16,308円
	那須	103円	81,980円
	那須大沢	84円	12,262円
	南摩	439円	13,679円
群馬県	前橋	652円	57,696円
	野中別	860円	28,869円
	前橋元総社	536円	36,959円
	佐島	410円	28,315円
	前橋芳賀	241円	31,208円
	国領	471円	39,356円
	群馬高崎	438円	53,758円
	高崎支店別1	438円	35,085円
	高崎問屋町	546円	48,068円
	倉賀野	750円	15,817円
	大類	1,041円	20,054円
	群馬長野	912円	22,459円
	桐生錦町	240円	17,501円
	桐生相生	572円	70,482円
	伊勢崎	436円	52,065円
	豊受	339円	36,618円
	群馬太田	873円	44,573円
	太田九合	822円	18,635円
	宝泉	426円	27,389円
	群馬沼田	836円	23,445円
	館林支別1	275円	39,944円
	群馬渋川	410円	19,852円
	群馬藤岡	452円	20,161円
	群馬富岡	291円	22,627円
	群馬安中	493円	19,298円
	新群馬町	466円	27,613円
	群馬新町	445円	11,794円
	群馬長野原	495円	40,534円
	草津温泉	307円	48,132円
	玉村	491円	47,159円
	笠懸	168円	10,526円
	大間々	764円	19,613円
	群馬大泉	215円	20,992円
	中之条	206円	32,575円
	高林	(略)	14,501円
	毛里田	235円	29,160円
	群馬川内	375円	14,141円
	赤城	139円	27,714円
	群馬富士見	(略)	24,125円
	群馬原町	108円	33,806円
	北軽井沢	31円	41,276円
	采女	291円	32,682円
藪塚本町	109円	18,541円	
群馬板倉	765円	29,231円	
群馬川俣	344円	31,226円	
赤岩	284円	21,404円	
吉井	294円	16,860円	
大胡	338円	19,961円	
粕川	322円	26,909円	

	南那須	198円	25,322円
	文挾	143円	25,249円
	栃木粟野	288円	36,202円
	玉生	250円	23,639円
	熟田	126円	25,259円
	栃木小川	421円	34,382円
	塩原2	230円	15,407円
	関谷	191円	14,421円
	栃木茂木	262円	30,991円
	湯津上	265円	13,298円
	足尾交換局2	288円	17,993円
	栃木水橋	150円	33,578円
	船生	135円	25,033円
	栃木大宮	151円	36,694円
	川治	138円	25,802円
	栃木2	376円	36,994円
	那須横沢	97円	23,519円
	那須	94円	77,798円
	那須大沢	65円	29,573円
	南摩	380円	25,151円
群馬県	前橋	660円	54,310円
	野中別	847円	24,805円
	前橋元総社	527円	39,476円
	佐島	414円	25,453円
	前橋芳賀	232円	37,932円
	国領	464円	38,324円
	群馬高崎	439円	50,322円
	高崎支店別1	439円	32,256円
	高崎問屋町	527円	34,538円
	倉賀野	777円	16,852円
	大類	1,023円	25,586円
	群馬長野	901円	19,868円
	桐生錦町	232円	18,457円
	桐生相生	540円	65,384円
	伊勢崎	421円	48,683円
	豊受	324円	32,825円
	群馬太田	871円	43,108円
	太田九合	799円	17,317円
	宝泉	418円	21,576円
	群馬沼田	800円	37,464円
	館林支別1	273円	25,675円
	群馬渋川	404円	21,149円
	群馬藤岡	446円	32,039円
	群馬富岡	320円	26,467円
	群馬安中	470円	16,635円
	新群馬町	429円	24,090円
	群馬新町	322円	10,341円
	群馬長野原	441円	31,444円
	草津温泉	300円	42,995円
	玉村	490円	48,236円
	笠懸	165円	18,875円
	大間々	763円	18,610円
	群馬大泉	222円	18,616円
	中之条	199円	28,828円
	高林	(略)	13,259円
	毛里田	221円	26,712円
	群馬川内	363円	16,050円
	赤城	134円	28,216円
	群馬富士見	(略)	21,080円
	群馬原町	102円	30,787円
	北軽井沢	26円	25,254円
	采女	272円	29,823円
藪塚本町	106円	16,623円	
群馬板倉	719円	31,210円	
群馬川俣	325円	29,355円	
赤岩	269円	19,082円	
吉井	450円	16,393円	
大胡	324円	24,915円	
粕川	315円	24,361円	

榛名	628円	20,167円
箕郷	420円	20,516円
鬼石	186円	25,548円
下仁田交換七	164円	22,501円
甘楽	210円	18,842円
松井田	475円	16,713円
月夜野	375円	29,816円
群馬水上	148円	41,625円
群馬布施	505円	38,215円
原市	308円	24,040円
浅間高原	116円	32,023円
子持	200円	37,050円
群馬吉岡	402円	13,791円
邑楽	268円	16,412円
群馬城南	333円	22,171円
駒形	690円	14,502円
梅田	243円	30,890円
群馬新里	84円	49,038円
新国定	675円	49,504円
群馬境交換七	292円	14,464円
尾島	224円	19,004円
群馬新田	239円	15,843円
新田金井	271円	29,758円
新南蛇井	562円	50,517円
北橋	211円	34,689円
渋川伊香保	367円	20,364円
群馬岩崎	129円	24,695円
館林東	219円	33,212円
倉淵	404円	28,327円
警戸	265円	32,782円
嬬恋	597円	25,033円
追貝	426円	37,194円
片品	413円	36,481円
伊勢崎支別1	436円	33,538円
猿ヶ京	704円	26,516円
川越	1,546円	35,797円
川越新宿	2,803円	39,577円
南古谷	2,620円	36,352円
川越霞ヶ関	2,947円	25,470円
熊谷末広	624円	38,904円
三ヶ尻	1,077円	27,131円
埼玉川口	4,482円	44,344円
川口青木	3,738円	51,629円
川口芝	2,062円	36,986円
安行	(略)	31,798円
浦和東	4,977円	27,747円
浦和白幡	3,621円	23,223円
浦和常盤	1,998円	39,763円
中尾	2,054円	28,122円
浦和美園	1,514円	67,561円
埼玉大宮	4,633円	33,928円
大宮東大成	1,793円	28,547円
大宮大和田	1,409円	22,105円
大宮指扇	1,472円	23,274円
行田別館	574円	18,689円
秩父	708円	30,061円
所沢	2,805円	34,312円
所沢元町	3,063円	26,706円
所沢北野	1,172円	20,203円
所沢東	2,090円	27,781円
所沢下富	1,413円	23,494円
飯能緑町	1,647円	24,309円
原市場	695円	33,196円
吾野	753円	36,356円
加須	485円	27,731円
加須花崎	490円	25,898円
埼玉本庄	606円	24,909円
東松山2	1,223円	21,333円
岩槻	1,253円	38,077円

埼玉県

榛名	592円	28,110円
箕郷	406円	17,778円
鬼石	174円	22,915円
下仁田交換七	155円	19,467円
甘楽	199円	17,860円
松井田	445円	15,169円
月夜野	311円	27,232円
群馬水上	139円	37,872円
群馬布施	443円	34,939円
原市	301円	20,410円
浅間高原	86円	28,114円
子持	185円	32,366円
群馬吉岡	396円	22,452円
邑楽	248円	15,120円
群馬城南	323円	19,467円
駒形	681円	22,478円
梅田	234円	28,448円
群馬新里	74円	75,412円
新国定	618円	124,804円
群馬境交換七	302円	20,887円
尾島	227円	26,306円
群馬新田	232円	13,992円
新田金井	249円	25,167円
新南蛇井	487円	72,856円
北橋	200円	31,663円
渋川伊香保	341円	18,861円
群馬岩崎	106円	21,214円
館林東	201円	31,074円
倉淵	368円	61,064円
警戸	213円	37,106円
嬬恋	522円	22,567円
追貝	390円	37,926円
片品	378円	66,159円
伊勢崎支別1	421円	30,278円
猿ヶ京	536円	21,540円
川越	1,531円	39,187円
川越新宿	2,641円	34,562円
南古谷	2,592円	67,151円
川越霞ヶ関	3,106円	22,936円
熊谷末広	616円	35,710円
三ヶ尻	1,070円	25,439円
埼玉川口	4,467円	38,741円
川口青木	3,762円	41,994円
川口芝	2,098円	30,585円
安行	(略)	29,492円
浦和東	5,102円	24,767円
浦和白幡	3,713円	20,305円
浦和常盤	2,056円	42,127円
中尾	2,010円	25,779円
浦和美園	1,509円	61,232円
埼玉大宮	4,951円	41,522円
大宮東大成	1,862円	27,106円
大宮大和田	1,415円	19,421円
大宮指扇	1,476円	22,173円
行田別館	537円	18,975円
秩父	683円	24,233円
所沢	2,746円	30,622円
所沢元町	3,118円	24,844円
所沢北野	1,103円	17,104円
所沢東	2,067円	23,912円
所沢下富	1,400円	20,619円
飯能緑町	1,582円	32,391円
原市場	673円	31,328円
吾野	703円	32,725円
加須	470円	26,154円
加須花崎	505円	22,125円
埼玉本庄	584円	23,113円
東松山2	1,162円	19,001円
岩槻	1,268円	34,420円

埼玉県

和土	847円	16,435円
春日部武里	1,369円	24,950円
春日部八木崎	1,253円	42,466円
狭山2	1,767円	14,679円
狭山入曾	4,242円	32,645円
埼玉羽生	412円	15,591円
鴻巣	1,019円	26,198円
埼玉深谷2	478円	25,310円
上尾	1,608円	26,121円
新平方	1,943円	25,253円
浦和与野	2,934円	23,791円
草加局舎1	1,201円	41,869円
草加弁天	1,123円	19,772円
草加清門	1,716円	28,635円
越谷	2,008円	34,365円
越谷大里	1,371円	28,095円
越谷蒲生	2,220円	49,075円
蕨戸田	2,504円	63,253円
西戸田	2,463円	36,697円
入間	3,675円	20,461円
入間西武	1,022円	38,547円
入間宮寺	430円	21,789円
入間金子	962円	39,726円
鳩ヶ谷	2,168円	27,685円
朝霞	1,650円	27,226円
志木	3,061円	28,176円
新座	2,160円	20,198円
埼玉加納	277円	19,860円
桶川	1,424円	51,145円
久喜2	1,443円	37,336円
鴻巣北本	2,796円	20,658円
草加八潮	1,758円	35,470円
埼玉富士見	1,922円	22,138円
埼玉三郷	1,772円	24,522円
三郷鷹野	1,270円	20,779円
三郷小谷堀	1,216円	28,406円
蓮田	1,238円	33,781円
坂戸本町	1,253円	20,738円
幸手	460円	24,311円
鶴ヶ島	1,107円	22,839円
武蔵日高電2	2,053円	28,955円
埼玉吉川	1,572円	28,427円
上尾伊奈	681円	30,759円
埼玉吹上2	928円	50,717円
大井	2,947円	20,256円
川越三芳	947円	31,258円
毛呂山2	511円	27,182円
嵐山	600円	49,848円
埼玉小川別	(略)	35,768円
川越川島	377円	22,127円
埼玉吉見	(略)	26,633円
皆野	410円	17,976円
熊谷吉田	353円	23,305円
埼玉江南	412円	24,467円
妻沼	399円	24,052円
埼玉岡部	498円	19,963円
寄居	467円	19,841円
川里	247円	39,753円
大利根	371円	20,862円
白岡	1,412円	21,558円
菖蒲	448円	38,086円
埼玉栗橋	613円	30,160円
鷺宮	667円	26,646円
杉戸別館	947円	24,476円
第二松伏	1,041円	32,226円
新庄和	1,855円	67,760円
箕田	597円	16,960円
埼玉滑川	577円	28,501円
児玉	301円	15,251円

和土	817円	13,460円
春日部武里	1,454円	25,493円
春日部八木崎	1,294円	38,786円
狭山2	1,786円	12,993円
狭山入曾	4,127円	27,353円
埼玉羽生	370円	15,280円
鴻巣	1,027円	23,262円
埼玉深谷2	488円	22,367円
上尾	1,628円	27,836円
新平方	1,959円	22,607円
浦和与野	2,976円	20,671円
草加局舎1	1,204円	40,961円
草加弁天	1,087円	19,503円
草加清門	1,670円	24,293円
越谷	2,028円	36,690円
越谷大里	1,338円	25,155円
越谷蒲生	2,151円	43,909円
蕨戸田	2,551円	37,693円
西戸田	2,459円	32,777円
入間	3,731円	19,031円
入間西武	1,020円	62,706円
入間宮寺	423円	19,154円
入間金子	949円	30,387円
鳩ヶ谷	2,241円	24,804円
朝霞	1,590円	27,016円
志木	3,059円	25,250円
新座	2,163円	17,392円
埼玉加納	273円	19,408円
桶川	1,431円	43,063円
久喜2	1,415円	31,823円
鴻巣北本	2,779円	16,914円
草加八潮	1,761円	24,454円
埼玉富士見	1,915円	19,421円
埼玉三郷	1,775円	21,364円
三郷鷹野	1,254円	17,226円
三郷小谷堀	1,203円	28,009円
蓮田	1,229円	29,166円
坂戸本町	1,260円	19,104円
幸手	453円	22,487円
鶴ヶ島	1,097円	20,139円
武蔵日高電2	2,026円	23,923円
埼玉吉川	1,560円	24,920円
上尾伊奈	647円	28,640円
埼玉吹上2	900円	33,942円
大井	2,913円	29,509円
川越三芳	941円	28,127円
毛呂山2	478円	23,523円
嵐山	589円	38,753円
埼玉小川別	(略)	32,079円
川越川島	369円	50,415円
埼玉吉見	(略)	18,147円
皆野	399円	57,000円
熊谷吉田	324円	20,994円
埼玉江南	401円	20,709円
妻沼	367円	20,002円
埼玉岡部	479円	17,575円
寄居	435円	17,478円
川里	234円	35,079円
大利根	353円	18,845円
白岡	1,413円	21,848円
菖蒲	454円	33,627円
埼玉栗橋	599円	26,847円
鷺宮	660円	26,686円
杉戸別館	899円	21,485円
第二松伏	935円	27,063円
新庄和	1,555円	78,169円
箕田	573円	14,235円
埼玉滑川	571円	25,930円
児玉	288円	53,890円

慈恩寺	352円	30,200円
神川	268円	37,145円
上里	519円	24,296円
熊谷豊里	151円	38,780円
北川辺	213円	17,527円
行田北河原	176円	29,675円
行田埼玉	282円	20,961円
加須樋遣川	174円	25,399円
高坂	1,384円	22,033円
冑山	378円	23,834円
川通	437円	18,533円
みろく	139円	27,255円
埼玉平野	462円	85,762円
幸手八代	446円	37,798円
越生	439円	23,498円
埼玉玉川	368円	29,236円
長瀨	581円	29,982円
上吉田	273円	33,905円
小鹿野	259円	23,428円
両神	326円	22,068円
埼玉荒川	423円	25,318円
埼玉美里	240円	21,717円
埼玉川本	249円	23,873円
寄居男衾	270円	23,611円
騎西	487円	24,641円
高麗	742円	31,009円
鳩山	320円	38,262円
埼玉花園	245円	14,887円
杉戸椿	580円	51,181円
内間木	1,100円	37,664円
名栗	132円	25,099円
東秩父	363円	21,356円
宝珠花	579円	28,427円
さいたま新都	(略)	160,791円
久喜	1,443円	49,625円
千葉県	1,155円	47,990円
千葉南	1,337円	45,256円
幕張	1,723円	51,537円
犢橋	603円	26,464円
千葉轟	1,932円	30,844円
桜木	1,931円	50,748円
誉田	808円	21,307円
新土気	1,128円	47,289円
高洲	2,112円	30,923円
稲毛	1,699円	20,228円
銚子	507円	35,694円
市川	3,564円	32,965円
鬼高	2,101円	32,508円
浦安行徳	3,863円	50,384円
市川中山	2,846円	50,942円
市川曾谷	3,113円	17,989円
市川原木	1,749円	26,249円
市川大野	1,485円	25,259円
船橋	1,918円	36,273円
薬園台	2,056円	22,360円
船橋本町	3,922円	39,007円
千葉上山	1,225円	35,732円
千葉豊富	882円	75,257円
二和	1,694円	34,764円
館山	708円	31,091円
木更津富士見	(略)	21,492円
下烏田	437円	15,797円
矢那	358円	26,564円
松戸	2,887円	96,125円
五香	1,275円	23,572円
松戸小金	1,584円	19,561円
松戸高塚	1,928円	19,540円
上花輪	787円	25,887円
川間交換セン	686円	32,786円

千葉県

慈恩寺	338円	26,803円
神川	171円	32,312円
上里	501円	21,527円
熊谷豊里	146円	31,276円
北川辺	198円	15,790円
行田北河原	162円	26,388円
行田埼玉	257円	17,528円
加須樋遣川	163円	71,071円
高坂	1,357円	20,795円
冑山	371円	21,352円
川通	421円	57,716円
みろく	135円	24,682円
埼玉平野	410円	104,851円
幸手八代	479円	80,523円
越生	430円	49,418円
埼玉玉川	345円	26,927円
長瀨	572円	27,185円
上吉田	248円	30,721円
小鹿野	244円	39,707円
両神	297円	67,433円
埼玉荒川	406円	22,766円
埼玉美里	234円	19,409円
埼玉川本	237円	54,912円
寄居男衾	255円	52,880円
騎西	469円	18,093円
高麗	666円	26,904円
鳩山	305円	28,518円
埼玉花園	236円	13,696円
杉戸椿	521円	48,478円
内間木	1,111円	26,957円
名栗	125円	22,734円
東秩父	322円	19,922円
宝珠花	566円	78,996円
さいたま新都	(略)	177,360円
久喜	1,415円	45,925円
千葉県	1,174円	40,973円
千葉南	1,347円	40,605円
幕張	2,024円	47,264円
犢橋	587円	23,367円
千葉轟	2,005円	26,981円
桜木	1,849円	33,482円
誉田	787円	16,007円
新土気	1,073円	44,040円
高洲	2,008円	26,669円
稲毛	1,719円	21,106円
銚子	491円	50,100円
市川	3,563円	30,067円
鬼高	1,933円	31,058円
浦安行徳	3,751円	48,051円
市川中山	2,864円	42,866円
市川曾谷	3,120円	15,799円
市川原木	1,687円	26,625円
市川大野	1,424円	22,194円
船橋	1,429円	37,979円
薬園台	2,083円	19,151円
船橋本町	3,980円	35,206円
千葉上山	1,159円	32,536円
千葉豊富	822円	68,152円
二和	1,658円	33,027円
館山	638円	30,226円
木更津富士見	(略)	20,065円
下烏田	383円	13,456円
矢那	338円	24,216円
松戸	2,918円	51,738円
五香	1,297円	21,061円
松戸小金	1,611円	17,647円
松戸高塚	1,761円	17,894円
上花輪	761円	18,139円
川間交換セン	664円	29,337円

千葉県

佐原	879円	24,531円
茂原別館	565円	31,412円
成田	878円	52,363円
成田赤坂	536円	28,340円
千葉佐倉	652円	55,992円
志津	649円	10,115円
馬渡	421円	18,709円
東金別館	545円	21,249円
八日市場	418円	37,298円
千葉旭	482円	43,613円
習志野	2,180円	20,372円
津田沼	2,753円	26,838円
千葉柏	3,059円	41,943円
逆井	1,969円	26,142円
田中	1,154円	18,892円
豊四季	2,107円	24,585円
市原	909円	31,168円
千葉八幡	739円	11,221円
辰巳	711円	24,364円
瀬又	514円	11,929円
流山	1,013円	28,420円
南流山	2,244円	11,197円
千葉八千代	1,167円	24,566円
吉橋	839円	36,594円
米本	935円	37,389円
我孫子	1,267円	18,366円
鴨川	862円	20,903円
鎌ヶ谷	1,245円	31,091円
君津	572円	20,627円
千葉富津	344円	16,020円
浦安	3,437円	25,049円
四街道	1,110円	56,330円
袖ヶ浦	658円	16,758円
八街	328円	29,393円
千葉船穂	1,079円	21,036円
関宿	504円	40,458円
沼南	622円	29,805円
白井	868円	25,476円
千葉大網	1,352円	43,660円
九十九里	149円	33,847円
成東	254円	24,328円
睦沢	260円	33,159円
長生	303円	15,470円
長柄	276円	26,578円
千葉御宿	600円	16,434円
坂月	5,480円	21,304円
木更津	469円	35,686円
茂原	768円	68,620円
勝浦	272円	35,321円
姉崎	368円	53,088円
富里	1,867円	30,614円
千葉大原	278円	30,097円
野呂	1,106円	27,279円
千葉清川	399円	16,817円
三ツ堀	355円	32,794円
成毛	121円	14,126円
千葉三和	345円	45,454円
湖北	574円	32,371円
小名木	1,170円	23,345円
東高野	230円	28,961円
酒々井	899円	29,022円
小見川	249円	20,881円
十倉	255円	27,565円
千葉野尻	178円	22,270円
四木	157円	18,195円
下総	148円	11,548円
印旛	259円	33,535円
本埜	183円	32,086円
千葉山田	41円	43,223円

佐原	853円	22,093円
茂原別館	538円	27,288円
成田	866円	33,077円
成田赤坂	520円	19,172円
千葉佐倉	636円	34,710円
志津	632円	7,955円
馬渡	394円	16,931円
東金別館	505円	19,073円
八日市場	389円	33,876円
千葉旭	475円	34,757円
習志野	2,291円	19,972円
津田沼	2,741円	23,228円
千葉柏	3,024円	37,019円
逆井	1,958円	23,374円
田中	1,147円	40,057円
豊四季	2,058円	24,501円
市原	871円	33,659円
千葉八幡	747円	10,755円
辰巳	696円	22,675円
瀬又	468円	9,988円
流山	959円	14,604円
南流山	2,259円	9,636円
千葉八千代	1,159円	26,142円
吉橋	773円	33,471円
米本	919円	33,356円
我孫子	1,175円	16,193円
鴨川	841円	18,595円
鎌ヶ谷	1,188円	26,899円
君津	582円	16,440円
千葉富津	330円	12,394円
浦安	3,473円	24,570円
四街道	885円	28,709円
袖ヶ浦	659円	18,081円
八街	317円	37,952円
千葉船穂	1,009円	18,565円
関宿	495円	36,629円
沼南	596円	28,669円
白井	820円	23,071円
千葉大網	1,340円	39,143円
九十九里	141円	30,521円
成東	248円	20,690円
睦沢	370円	30,231円
長生	284円	13,382円
長柄	262円	24,906円
千葉御宿	570円	15,216円
坂月	6,582円	18,514円
木更津	412円	33,653円
茂原	680円	63,518円
勝浦	268円	48,977円
姉崎	362円	49,485円
富里	1,775円	27,583円
千葉大原	238円	28,744円
野呂	1,001円	27,956円
千葉清川	365円	14,887円
三ツ堀	343円	35,672円
成毛	24円	12,877円
千葉三和	331円	41,895円
湖北	481円	29,561円
小名木	994円	18,766円
東高野	233円	26,807円
酒々井	843円	26,778円
小見川	261円	18,258円
十倉	252円	89,020円
千葉野尻	172円	20,024円
四木	148円	74,356円
下総	133円	10,419円
印旛	250円	24,393円
本埜	172円	23,388円
千葉山田	40円	38,748円

東庄	192円	19,920円
横芝	313円	23,817円
野栄	61円	9,829円
多古	194円	24,509円
芝山	122円	20,755円
船形	295円	19,366円
千葉一宮	384円	17,993円
本納	275円	47,509円
千葉白子	170円	20,914円
長南	167円	37,186円
夷隅	251円	28,788円
大多喜	279円	16,652円
白里	164円	36,017円
山武北	140円	44,174円
第二成東	135円	24,005円
有秋	578円	16,608円
千倉	203円	23,247円
三里塚	301円	25,633円
千葉岩根	251円	26,543円
塚原	478円	36,923円
天羽	604円	36,812円
大佐和	187円	15,717円
安食	222円	24,427円
千葉飯岡	147円	15,412円
岬	135円	12,835円
鋸南	157円	15,950円
扇島	120円	48,181円
香取	313円	14,848円
千葉末吉	336円	14,023円
久留里	505円	23,840円
千葉清和	267円	21,120円
広岡	294円	36,963円
千葉平川	172円	25,692円
千潟	247円	23,181円
蓮沼	149円	23,375円
給田	151円	31,879円
印西	524円	26,236円
丸山	56円	27,903円
岩戸	251円	20,155円
千葉茅野	282円	21,246円
千葉岩井	91円	28,384円
千葉光	140円	23,280円
千葉和田	619円	19,404円
天津小湊	280円	26,205円
八日市場北	230円	24,489円
富浦	488円	23,262円
北多古	110円	12,319円
木更津佐貫	503円	27,273円
木更津三芳	471円	21,515円
千葉白浜	340円	18,509円
千葉七浦	222円	26,606円
犬石	138円	38,496円
西岬	143円	35,335円
千葉亀山	190円	25,178円
千葉興津	464円	14,757円
布佐	346円	33,007円
千葉牛久	311円	19,229円
千葉戸田	437円	9,440円
江見	257円	13,000円
千葉金谷	624円	25,762円
峰上	298円	12,367円
海上	417円	24,612円
北光	92円	20,895円
大原山田	484円	37,537円
千葉小湊	232円	36,908円
鶴舞	327円	37,440円
高滝	261円	13,553円
月崎	195円	40,810円
九美上	126円	8,800円

東庄	185円	27,169円
横芝	305円	21,382円
野栄	60円	19,299円
多古	188円	21,217円
芝山	118円	18,683円
船形	286円	17,973円
千葉一宮	375円	15,575円
本納	271円	42,720円
千葉白子	164円	18,653円
長南	215円	33,718円
夷隅	241円	25,921円
大多喜	259円	14,684円
白里	157円	32,102円
山武北	128円	40,257円
第二成東	123円	21,316円
有秋	530円	15,737円
千倉	201円	20,662円
三里塚	296円	27,526円
千葉岩根	208円	23,898円
塚原	448円	26,526円
天羽	567円	47,537円
大佐和	181円	14,283円
安食	205円	22,225円
千葉飯岡	149円	13,949円
岬	130円	12,334円
鋸南	124円	14,457円
扇島	101円	32,338円
香取	281円	71,599円
千葉末吉	317円	12,110円
久留里	462円	21,349円
千葉清和	248円	19,299円
広岡	263円	34,118円
千葉平川	166円	23,352円
千潟	222円	21,190円
蓮沼	147円	20,462円
給田	145円	47,561円
印西	518円	29,721円
丸山	53円	25,217円
岩戸	236円	18,395円
千葉茅野	269円	19,422円
千葉岩井	88円	25,886円
千葉光	128円	34,492円
千葉和田	568円	16,799円
天津小湊	261円	23,615円
八日市場北	201円	103,536円
富浦	467円	21,207円
北多古	92円	70,259円
木更津佐貫	477円	87,906円
木更津三芳	467円	19,544円
千葉白浜	308円	17,442円
千葉七浦	198円	83,065円
犬石	150円	33,791円
西岬	138円	30,836円
千葉亀山	163円	22,916円
千葉興津	387円	13,628円
布佐	326円	29,693円
千葉牛久	306円	27,177円
千葉戸田	418円	67,085円
江見	231円	11,100円
千葉金谷	556円	83,956円
峰上	279円	90,602円
海上	401円	21,668円
北光	81円	19,197円
大原山田	343円	31,587円
千葉小湊	216円	34,372円
鶴舞	300円	34,566円
高滝	240円	76,583円
月崎	174円	37,904円
九美上	106円	62,737円

	殿廻	165円	132,102円
	平三	252円	35,664円
	大栄	110円	51,612円
	栗源	270円	12,727円
	千葉松尾	331円	18,004円
	北芝山	158円	25,273円
	南羽鳥	265円	28,980円
	鴨川仲	215円	27,324円
	古畑	231円	48,217円
	山武南	196円	28,474円
	神崎	321円	9,707円
	庄司	140円	42,183円
	東庄南	212円	27,991円
東京都	大手町 F S	43,828円	135,370円
	霞ヶ関	40,589円	35,953円
	神田	11,878円	22,527円
	駿河台	8,041円	22,216円
	九段	7,636円	14,776円
	丸の内	23,816円	28,819円
	京橋	7,849円	42,267円
	銀座	27,911円	35,667円
	東銀座	23,789円	16,750円
	東京築地	5,598円	49,032円
	茅場兜	5,924円	24,166円
	晴海	5,361円	20,472円
	東京浜町	3,890円	18,627円
	芝	14,834円	25,979円
	東京赤坂	12,980円	31,875円
	東京青山	23,349円	48,158円
	白金	16,575円	23,275円
	東京三田	9,007円	28,378円
	新宿	14,495円	31,706円
	東京大久保	9,761円	40,848円
	四谷	6,517円	41,911円
	牛込	5,570円	19,629円
	西新宿	20,449円	38,152円
	小石川	6,489円	30,269円
	東京大塚	5,876円	169,350円
	駒込第2	6,010円	21,805円
	東京上野	14,174円	37,260円
	浅草	2,807円	26,151円
	吉原	2,185円	28,111円
	墨田	3,309円	35,650円
	本所	3,405円	70,445円
	向島	3,863円	49,006円
	江東	4,073円	56,763円
	東京深川	3,622円	22,443円
	東京城東	3,628円	59,344円
	江東辰巳	2,803円	13,605円
	東京新有明	6,336円	37,639円
	東京大崎	10,353円	31,981円
	荏原	5,579円	26,033円
	品川	6,410円	39,560円
	大田支店埠頭	2,249円	45,737円
	自由ヶ丘	8,139円	34,428円
	目黒本館	5,823円	35,088円
	蒲田	5,837円	31,942円
	東京大森	5,487円	44,324円
	馬込	4,993円	24,747円
	池上	5,620円	15,684円
	羽田	4,509円	31,576円
	田園調布	16,663円	47,502円
	雪ヶ谷	5,212円	25,779円
	矢口	3,994円	28,327円
	世田谷	6,062円	46,173円
	成城	7,765円	28,600円
	砧	6,857円	30,789円
	弦巻	9,591円	30,108円
	東京烏山	7,364円	18,162円

	殿廻	146円	121,467円
	平三	210円	33,245円
	大栄	103円	47,757円
	栗源	260円	75,793円
	千葉松尾	326円	16,281円
	北芝山	150円	22,808円
	南羽鳥	200円	28,500円
	鴨川仲	191円	26,112円
	古畑	211円	44,755円
	山武南	184円	26,105円
	神崎	293円	84,272円
	庄司	120円	54,284円
	東庄南	166円	24,696円
東京都	大手町 F S	49,187円	125,264円
	霞ヶ関	45,331円	54,352円
	神田	13,324円	23,124円
	駿河台	9,075円	30,651円
	九段	8,335円	13,907円
	丸の内	26,476円	27,427円
	京橋	8,810円	47,284円
	銀座	34,003円	32,076円
	東銀座	27,135円	18,798円
	東京築地	6,159円	39,433円
	茅場兜	6,578円	23,765円
	晴海	6,423円	18,118円
	東京浜町	4,327円	25,727円
	芝	16,581円	23,055円
	東京赤坂	14,557円	28,808円
	東京青山	25,633円	43,363円
	白金	18,148円	21,939円
	東京三田	9,796円	25,727円
	新宿	15,840円	29,143円
	東京大久保	10,394円	38,130円
	四谷	7,081円	38,453円
	牛込	5,813円	22,627円
	西新宿	22,571円	38,628円
	小石川	6,677円	28,968円
	東京大塚	6,079円	102,548円
	駒込第2	6,585円	19,037円
	東京上野	15,349円	34,401円
	浅草	2,905円	23,258円
	吉原	2,236円	24,912円
	墨田	3,575円	85,660円
	本所	3,309円	65,557円
	向島	3,817円	34,526円
	江東	4,431円	40,481円
	東京深川	3,671円	24,907円
	東京城東	3,941円	56,050円
	江東辰巳	2,946円	14,334円
	東京新有明	6,503円	35,506円
	東京大崎	11,134円	28,738円
	荏原	5,913円	22,785円
	品川	6,791円	36,113円
	大田支店埠頭	2,300円	42,343円
	自由ヶ丘	8,852円	29,219円
	目黒本館	6,075円	32,183円
	蒲田	6,085円	28,596円
	東京大森	5,899円	34,108円
	馬込	5,148円	24,967円
	池上	5,806円	21,298円
	羽田	4,357円	26,203円
	田園調布	18,124円	43,256円
	雪ヶ谷	5,644円	23,716円
	矢口	3,897円	23,531円
	世田谷	6,341円	41,471円
	成城	8,339円	26,515円
	砧	7,112円	41,174円
	弦巻	8,744円	27,576円
	東京烏山	7,472円	18,441円

東京玉川	13,550円	26,587円
東京瀬田	4,654円	22,687円
上北沢	5,880円	19,664円
松沢ビル2	4,229円	22,711円
東渋谷	20,709円	49,875円
代々木	8,789円	22,555円
渋谷	20,285円	32,382円
東京野方	6,447円	53,707円
東京中野	8,286円	33,861円
高円寺	5,950円	26,599円
杉並	4,775円	40,500円
井草	10,931円	25,451円
荻窪	3,453円	22,710円
久我山	5,776円	33,444円
池袋	4,364円	60,816円
巣鴨	3,169円	29,563円
落合別館	5,484円	23,460円
十条	4,710円	29,387円
王子	2,421円	34,394円
田端尾久	3,627円	37,987円
赤羽営業別館	4,115円	30,503円
東京荒川	2,028円	66,022円
板橋	3,619円	47,027円
成増	4,169円	31,201円
志村	3,814円	29,015円
南板橋別館	5,465円	16,714円
北町	3,499円	34,970円
練馬	5,024円	48,751円
東京大泉	4,545円	33,537円
関町	4,916円	23,852円
西練馬	4,741円	32,202円
石神井	4,063円	49,054円
梅島	3,103円	94,097円
千住	3,429円	32,865円
西新井	2,804円	29,532円
竹の塚	3,141円	30,574円
東京綾瀬	2,453円	45,079円
葛飾	3,610円	29,847円
亀有	3,661円	22,759円
金町	4,570円	29,878円
江戸川別館	3,259円	28,252円
小岩	3,378円	29,983円
葛西	2,986円	43,769円
東江戸川	2,822円	39,536円
八王子元横山	2,679円	22,345円
八王子浅川	1,762円	28,767円
八王子明神	2,190円	20,799円
八王子由木	2,254円	25,879円
八王子片倉	4,099円	44,507円
八王子滝山	1,902円	20,045円
八王子新明神	2,714円	43,579円
立川砂川	2,915円	37,159円
新立川	4,681円	22,721円
武蔵野	13,769円	33,147円
吉祥寺	7,149円	39,497円
武蔵境	4,322円	22,875円
三鷹	4,508円	26,051円
青梅	1,052円	24,941円
青梅東	1,052円	17,325円
武蔵府中	4,489円	21,852円
昭島	5,140円	30,438円
調布	3,629円	32,448円
町田	3,518円	26,483円
鶴川	3,297円	30,481円
町田忠生	1,601円	21,865円
町田北忠生	3,727円	27,430円
町田鶴間	2,144円	21,198円
小金井	9,241円	28,287円
東京小平	3,109円	21,182円

東京玉川	13,960円	24,286円
東京瀬田	4,754円	25,303円
上北沢	6,276円	17,351円
松沢ビル2	4,278円	22,694円
東渋谷	22,588円	44,624円
代々木	9,565円	18,913円
渋谷	22,086円	33,049円
東京野方	6,656円	52,559円
東京中野	8,852円	30,403円
高円寺	6,118円	35,563円
杉並	4,993円	35,932円
井草	11,275円	22,826円
荻窪	3,594円	21,516円
久我山	5,898円	30,030円
池袋	4,682円	51,610円
巣鴨	3,310円	26,456円
落合別館	5,603円	24,364円
十条	4,764円	28,168円
王子	2,496円	60,412円
田端尾久	3,879円	34,338円
赤羽営業別館	4,045円	22,103円
東京荒川	1,993円	45,183円
板橋	3,678円	42,922円
成増	4,455円	28,834円
志村	3,908円	28,992円
南板橋別館	5,660円	14,763円
北町	3,579円	29,139円
練馬	5,146円	43,989円
東京大泉	4,604円	30,855円
関町	4,805円	21,316円
西練馬	4,778円	27,759円
石神井	4,161円	43,261円
梅島	3,130円	82,105円
千住	3,569円	27,949円
西新井	2,817円	26,584円
竹の塚	3,174円	26,821円
東京綾瀬	2,538円	39,465円
葛飾	3,627円	26,024円
亀有	3,718円	20,245円
金町	4,561円	25,900円
江戸川別館	3,153円	28,117円
小岩	3,388円	50,416円
葛西	3,113円	33,992円
東江戸川	2,884円	36,019円
八王子元横山	2,587円	19,846円
八王子浅川	1,843円	26,077円
八王子明神	2,246円	20,528円
八王子由木	2,381円	22,284円
八王子片倉	4,050円	36,188円
八王子滝山	1,870円	13,754円
八王子新明神	2,614円	39,638円
立川砂川	3,061円	40,699円
新立川	4,574円	19,668円
武蔵野	14,350円	44,573円
吉祥寺	7,726円	35,575円
武蔵境	4,441円	18,651円
三鷹	4,608円	24,139円
青梅	1,046円	24,694円
青梅東	1,094円	14,816円
武蔵府中	4,623円	22,759円
昭島	5,192円	27,628円
調布	3,951円	29,650円
町田	3,401円	22,802円
鶴川	3,275円	29,622円
町田忠生	1,599円	19,218円
町田北忠生	3,608円	23,562円
町田鶴間	2,149円	18,720円
小金井	9,964円	26,635円
東京小平	3,142円	19,099円

東京日野	5,860円	19,608円
日野高幡	3,480円	17,710円
東村山	2,209円	31,732円
東京国分寺	4,548円	33,849円
国立	3,971円	28,821円
田無	3,574円	36,666円
保谷	3,629円	26,067円
福生	2,301円	23,489円
狛江	3,401円	18,347円
村山大和	2,500円	24,992円
清瀬	2,649円	28,876円
東久留米	2,761円	36,903円
武蔵村山	3,610円	123,154円
多摩	2,478円	27,133円
稲城長沼	3,912円	12,597円
稲城坂浜	6,346円	17,311円
福生秋川	2,841円	24,067円
福生羽村	4,971円	32,154円
福生瑞穂	2,441円	20,311円
福生日の出	1,593円	26,806円
八王子恩方	2,856円	16,810円
伊豆大島	383円	42,590円
三宅島	152円	107,884円
八丈島	396円	76,061円
九段別棟	7,636円	120,506円
五日市	1,770円	27,734円
東京大崎2	10,353円	41,277円
蔵前	3,117円	86,883円
八王子下川口	1,512円	26,937円
青梅吉野	2,206円	36,113円
中ノ郷	159円	188,730円
青梅小曾木	596円	20,740円
青梅沢井	767円	87,809円
福生桧原	585円	27,504円
青梅奥多摩	905円	20,497円
青梅古里	904円	33,345円
東江戸川別館	2,822円	31,385円
津久井青野原	839円	19,565円
新島	109円	72,855円
神津島	141円	86,705円
小笠原父島	564円	85,500円
相模原	1,311円	41,239円
相模大野	2,764円	16,478円
神奈川橋本	3,150円	32,259円
相模原田名	1,216円	17,743円
相模原麻溝	1,574円	18,578円
新相模原	2,647円	34,093円
津久井城山	1,473円	28,877円
津久井	859円	13,355円
鶴見営業所2	3,522円	31,116円
東寺尾	5,976円	22,179円
松見	3,758円	31,775円
横浜北	6,948円	43,993円
神奈川新町	2,064円	38,490円
横浜中	2,653円	56,319円
本牧	4,103円	28,228円
横浜長者町	1,844円	48,520円
横浜港	2,653円	70,232円
横浜南	1,756円	31,881円
保土ヶ谷	1,882円	42,726円
希望が丘西谷	3,058円	17,884円
横浜今井	2,764円	22,548円
磯子	1,999円	25,324円
杉田	9,044円	47,333円
横浜金沢	1,593円	31,425円
港北NT	3,853円	40,873円
綱島	3,296円	41,687円
日吉	11,768円	40,091円
小机	5,255円	27,641円

神奈川県

東京日野	6,316円	18,593円
日野高幡	3,552円	15,476円
東村山	2,245円	28,643円
東京国分寺	4,608円	33,353円
国立	4,001円	25,536円
田無	3,657円	33,578円
保谷	3,679円	22,385円
福生	2,350円	20,729円
狛江	3,554円	19,653円
村山大和	2,529円	25,286円
清瀬	2,687円	20,882円
東久留米	2,804円	33,968円
武蔵村山	3,531円	46,819円
多摩	2,520円	24,172円
稲城長沼	4,232円	11,297円
稲城坂浜	6,350円	14,710円
福生秋川	2,894円	22,825円
福生羽村	5,437円	20,857円
福生瑞穂	2,512円	18,151円
福生日の出	1,552円	25,231円
八王子恩方	2,838円	14,605円
伊豆大島	357円	95,152円
三宅島	140円	65,192円
八丈島	405円	70,541円
九段別棟	8,335円	110,792円
五日市	1,771円	24,647円
東京大崎2	11,134円	36,895円
蔵前	3,148円	75,040円
八王子下川口	1,498円	24,187円
青梅吉野	2,137円	31,455円
中ノ郷	133円	172,669円
青梅小曾木	585円	17,496円
青梅沢井	724円	72,054円
福生桧原	546円	26,650円
青梅奥多摩	853円	18,809円
青梅古里	806円	28,366円
東江戸川別館	2,884円	27,764円
津久井青野原	727円	20,189円
新島	103円	71,953円
神津島	100円	113,404円
小笠原父島	502円	73,117円
相模原	1,309円	33,673円
相模大野	2,805円	14,533円
神奈川橋本	3,381円	30,863円
相模原田名	1,192円	15,622円
相模原麻溝	1,557円	16,451円
新相模原	2,476円	31,236円
津久井城山	1,446円	26,715円
津久井	827円	12,828円
鶴見営業所2	3,646円	27,444円
東寺尾	5,936円	20,245円
松見	4,009円	28,399円
横浜北	7,367円	40,556円
神奈川新町	2,075円	34,023円
横浜中	2,901円	52,397円
本牧	4,137円	24,839円
横浜長者町	1,928円	48,146円
横浜港	2,901円	77,288円
横浜南	1,903円	30,018円
保土ヶ谷	1,952円	36,544円
希望が丘西谷	3,034円	17,303円
横浜今井	2,760円	19,916円
磯子	2,030円	40,563円
杉田	8,867円	45,589円
横浜金沢	1,587円	27,489円
港北NT	3,965円	39,112円
綱島	3,364円	36,866円
日吉	12,702円	38,767円
小机	5,343円	24,609円

神奈川県

東山田	5,058円	22,557円
戸塚	2,506円	44,974円
神奈川平戸	3,270円	27,520円
小雀	2,569円	34,300円
港南	3,183円	25,415円
港洋	6,164円	20,761円
希望が丘	2,659円	36,951円
神奈川若葉台	3,162円	37,094円
都岡	2,138円	26,973円
神奈川中山	4,291円	41,951円
美しが丘	4,593円	23,187円
長津田	5,772円	24,477円
谷本	6,336円	31,697円
荏田	7,027円	16,931円
すみよし台	7,291円	23,023円
瀬谷	2,202円	50,603円
戸塚本郷	1,824円	20,466円
神奈川泉	5,165円	27,592円
岡津	2,436円	40,959円
渡田	2,645円	49,373円
川崎臨港	3,020円	67,112円
川崎別館	2,658円	83,304円
幸	4,075円	22,690円
幸加瀬	3,205円	18,657円
川崎北	8,438円	28,699円
川崎北木月	4,955円	36,646円
溝ノ口	4,990円	40,668円
神奈川大塚	3,328円	29,372円
川崎北子母口	3,625円	19,308円
登戸	8,220円	23,750円
菅	2,689円	33,979円
川崎北菅生	2,426円	20,541円
登戸百合ヶ丘	3,322円	27,142円
柿生	4,121円	30,401円
横須賀南	1,975円	22,591円
衣笠	1,922円	19,156円
横須賀別館	1,517円	41,708円
追浜	1,714円	14,801円
南久里浜	1,400円	24,060円
武山	1,136円	11,911円
野比	1,860円	23,667円
平塚	2,947円	34,088円
平塚中里	2,212円	28,770円
田村	1,859円	23,620円
新金目	1,213円	21,964円
神奈川鎌倉	5,239円	25,207円
大船	3,748円	41,816円
鎌倉腰越	2,449円	40,461円
神奈川藤沢	2,103円	53,958円
藤沢支別棟C	2,103円	32,485円
長後営別棟	1,714円	37,661円
藤沢新辻堂	6,811円	31,900円
善行	2,377円	19,109円
御所見	788円	30,214円
大庭	2,204円	23,794円
小田原	1,089円	39,716円
国府津	2,221円	32,993円
小田原谷津	2,133円	20,664円
小田原橋	1,213円	94,289円
富水	901円	18,362円
茅ヶ崎	3,291円	32,115円
茅ヶ崎松林	2,615円	25,298円
逗子	3,272円	16,504円
神奈川三浦	1,001円	38,122円
南下浦3	1,442円	24,579円
秦野	895円	25,404円
西秦野	1,547円	51,463円
鶴巻	3,196円	58,458円
北秦野	1,171円	53,019円

東山田	4,997円	20,101円
戸塚	2,513円	43,995円
神奈川平戸	3,357円	24,614円
小雀	2,558円	31,189円
港南	3,202円	21,902円
港洋	6,191円	18,075円
希望が丘	2,722円	32,043円
神奈川若葉台	2,973円	28,257円
都岡	2,136円	25,359円
神奈川中山	4,364円	40,969円
美しが丘	4,687円	24,594円
長津田	4,801円	22,846円
谷本	6,486円	25,828円
荏田	7,255円	15,142円
すみよし台	7,270円	18,030円
瀬谷	2,219円	33,610円
戸塚本郷	1,818円	19,155円
神奈川泉	5,270円	27,295円
岡津	2,465円	38,408円
渡田	2,564円	30,587円
川崎臨港	3,009円	39,522円
川崎別館	2,706円	77,006円
幸	4,109円	22,402円
幸加瀬	3,183円	16,509円
川崎北	9,066円	25,775円
川崎北木月	5,005円	31,483円
溝ノ口	5,158円	37,014円
神奈川大塚	3,312円	26,265円
川崎北子母口	3,576円	39,231円
登戸	8,536円	20,767円
菅	2,650円	31,181円
川崎北菅生	2,414円	18,485円
登戸百合ヶ丘	3,358円	23,844円
柿生	4,203円	27,409円
横須賀南	1,945円	31,059円
衣笠	1,905円	52,461円
横須賀別館	1,432円	37,167円
追浜	1,630円	13,108円
南久里浜	1,412円	20,805円
武山	1,094円	9,702円
野比	1,847円	20,373円
平塚	2,979円	31,330円
平塚中里	2,188円	25,670円
田村	1,833円	20,892円
新金目	1,142円	19,257円
神奈川鎌倉	4,205円	27,735円
大船	3,890円	37,576円
鎌倉腰越	2,403円	37,259円
神奈川藤沢	2,104円	58,347円
藤沢支別棟C	2,104円	34,194円
長後営別棟	1,705円	33,979円
藤沢新辻堂	6,866円	29,752円
善行	2,396円	29,106円
御所見	799円	27,066円
大庭	2,098円	20,685円
小田原	1,082円	34,963円
国府津	2,230円	29,555円
小田原谷津	2,202円	18,528円
小田原橋	1,151円	51,626円
富水	872円	16,045円
茅ヶ崎	3,201円	29,206円
茅ヶ崎松林	2,552円	19,156円
逗子	3,358円	19,328円
神奈川三浦	894円	35,428円
南下浦3	1,048円	20,862円
秦野	876円	27,496円
西秦野	1,498円	47,019円
鶴巻	3,083円	54,200円
北秦野	1,105円	46,789円

厚木支別棟	1,858円	30,795円
厚木岡田	1,726円	25,180円
荻野	1,224円	21,584円
依知	1,169円	23,913円
愛名	897円	18,607円
神奈川大和	1,425円	24,899円
大和下鶴間	1,850円	24,186円
桜ヶ丘	2,016円	21,814円
伊勢原	2,091円	36,224円
海老名	2,472円	22,820円
中河内	1,777円	21,028円
座間	1,761円	46,290円
南足柄別館	1,183円	42,248円
神奈川綾瀬	1,575円	18,625円
神奈川葉山	2,303円	46,634円
東葉山	1,586円	16,741円
寒川	1,470円	15,516円
大磯	2,362円	59,791円
二宮	2,742円	21,254円
神奈川中井	432円	88,931円
松田	1,227円	22,631円
神奈川山北	638円	99,511円
箱根	699円	47,916円
湯河原別館	1,281円	29,003円
神奈川中津	945円	21,953円
神奈川田浦	990円	44,850円
愛川	593円	59,673円
下曾我	1,186円	87,425円
箱根町	920円	186,803円
湯本	834円	157,731円
真鶴	917円	83,019円
八王子内郷	484円	33,590円
八王子藤野	743円	27,543円
松輪	1,101円	58,222円
日吉営業所B	9,807円	30,866円
仙石原	762円	181,881円
新潟県		
関屋	992円	32,171円
坂井輪	1,001円	18,736円
新潟東	420円	41,040円
小金	632円	26,651円
山二ツ	966円	40,929円
新潟	643円	33,283円
長岡	438円	46,131円
関原	327円	21,717円
南長岡	361円	31,375円
西長岡	674円	37,790円
北長岡	396円	24,114円
三条	606円	24,318円
柏崎別	460円	38,322円
新発田	410円	35,937円
新津	427円	16,727円
小千谷	457円	22,442円
越後加茂	316円	39,226円
十日町	495円	24,958円
見附	307円	17,669円
村上	508円	29,518円
廿六木	469円	22,900円
糸魚川別	603円	15,329円
新井	300円	18,199円
五泉西	453円	22,315円
越後白根	582円	33,987円
上越	463円	26,303円
高田	435円	19,484円
聖籠	146円	24,559円
越後亀田	409円	19,313円
越後吉田	273円	34,609円
巻	481円	26,000円
南三条	250円	46,195円
越後湯沢	297円	34,028円

厚木支別棟	1,847円	28,648円
厚木岡田	1,662円	21,835円
荻野	1,198円	18,826円
依知	1,158円	22,272円
愛名	876円	16,015円
神奈川大和	1,417円	23,889円
大和下鶴間	1,893円	21,235円
桜ヶ丘	2,004円	16,250円
伊勢原	2,102円	34,718円
海老名	2,577円	20,210円
中河内	1,689円	18,148円
座間	1,695円	43,554円
南足柄別館	1,118円	38,307円
神奈川綾瀬	1,549円	34,174円
神奈川葉山	2,157円	43,407円
東葉山	1,553円	14,428円
寒川	1,434円	14,852円
大磯	2,291円	54,390円
二宮	2,644円	19,399円
神奈川中井	403円	48,975円
松田	1,219円	20,621円
神奈川山北	604円	57,885円
箱根	617円	43,902円
湯河原別館	1,198円	26,338円
神奈川中津	930円	18,774円
神奈川田浦	970円	40,974円
愛川	568円	51,923円
下曾我	1,121円	48,704円
箱根町	896円	113,841円
湯本	982円	148,677円
真鶴	869円	48,660円
八王子内郷	471円	30,465円
八王子藤野	837円	22,315円
松輪	878円	51,691円
日吉営業所B	10,584円	27,108円
仙石原	528円	165,994円
新潟県		
関屋	978円	44,258円
坂井輪	952円	15,808円
新潟東	419円	43,678円
小金	637円	25,335円
山二ツ	912円	26,565円
新潟	634円	30,284円
長岡	422円	48,870円
関原	320円	19,022円
南長岡	332円	28,283円
西長岡	652円	26,997円
北長岡	375円	23,304円
三条	565円	21,589円
柏崎別	436円	34,890円
新発田	382円	31,916円
新津	395円	14,680円
小千谷	413円	19,706円
越後加茂	299円	29,555円
十日町	481円	22,418円
見附	294円	15,650円
村上	484円	26,934円
廿六木	457円	16,556円
糸魚川別	522円	15,668円
新井	268円	16,005円
五泉西	414円	19,807円
越後白根	551円	29,961円
上越	414円	23,875円
高田	422円	26,519円
聖籠	129円	21,402円
越後亀田	400円	16,860円
越後吉田	259円	22,754円
巻	467円	22,545円
南三条	236円	26,214円
越後湯沢	284円	30,477円

塩沢	340円	25,351円
六日町	777円	47,479円
越後大崎	195円	61,091円
安塚	57円	32,746円
佐和田南	510円	35,549円
両津	252円	15,185円
小出	417円	22,386円
内野交換所2	953円	53,492円
南新潟	206円	8,114円
与板	241円	11,821円
和島	99円	17,718円
第二三条	384円	22,771円
川東	59円	16,320円
紫雲寺	90円	20,612円
中条	320円	14,227円
大野町	470円	23,843円
松浜東	338円	42,511円
越後豊栄	498円	24,774円
石山東	876円	35,026円
下田第一	555円	27,009円
今町	437円	33,616円
水原	371円	66,713円
横越	342円	27,703円
分水	336円	43,245円
田上	237円	15,900円
寺泊	154円	16,233円
堀之内	(略)	32,156円
村松	271円	18,161円
越後安田	287円	28,247円
小須戸	342円	17,523円
弥彦	341円	11,412円
岩室	140円	16,754円
越後荒川	275円	27,787円
津川	235円	23,605円
月岡	238円	25,199円
刈羽	425円	30,879円
千手	166円	36,873円
栃尾	472円	35,131円
越後曾根	226円	20,364円
月潟	89円	14,581円
越後三川	139円	36,977円
出雲崎	212円	18,825円
石打	268円	28,571円
津南	397円	49,712円
越後板倉	64円	18,995円
関川	255円	45,395円
新潟朝日	36円	30,891円
岩船	233円	17,750円
土市	188円	30,457円
京ヶ瀬	201円	9,753円
脇野町	230円	83,956円
越後川口	174円	29,018円
広神	151円	76,869円
土樽	187円	61,802円
越後大和	200円	22,784円
越後大潟	345円	26,004円
頸城	136円	21,414円
神林	86円	49,507円
菅谷	175円	29,678円
鯖石	197円	34,943円
太郎代	158円	29,492円
越路	366円	18,557円
能生	382円	41,696円
青海	222円	34,439円
妙高高原	218円	30,200円
越後三和	130円	41,146円
越後小国	343円	31,542円
楡島	141円	23,406円
越後三国	83円	41,088円

塩沢	324円	22,196円
六日町	687円	46,487円
越後大崎	169円	54,656円
安塚	50円	29,095円
佐和田南	420円	32,670円
両津	223円	12,867円
小出	403円	28,507円
内野交換所2	952円	56,904円
南新潟	201円	10,548円
与板	231円	9,362円
和島	97円	16,040円
第二三条	364円	18,821円
川東	54円	18,024円
紫雲寺	87円	17,768円
中条	288円	12,985円
大野町	454円	21,140円
松浜東	326円	39,197円
越後豊栄	506円	15,588円
石山東	832円	31,345円
下田第一	517円	22,897円
今町	407円	29,472円
水原	366円	70,266円
横越	340円	19,096円
分水	319円	37,979円
田上	199円	13,179円
寺泊	147円	13,693円
堀之内	(略)	28,585円
村松	265円	17,459円
越後安田	271円	25,209円
小須戸	325円	22,418円
弥彦	319円	43,970円
岩室	129円	14,063円
越後荒川	222円	24,727円
津川	217円	21,206円
月岡	226円	41,772円
刈羽	415円	27,188円
千手	156円	30,076円
栃尾	404円	26,473円
越後曾根	216円	21,799円
月潟	84円	14,465円
越後三川	123円	32,446円
出雲崎	199円	15,529円
石打	253円	24,984円
津南	381円	40,915円
越後板倉	57円	16,342円
関川	235円	30,056円
新潟朝日	34円	26,739円
岩船	240円	15,233円
土市	182円	23,284円
京ヶ瀬	192円	9,615円
脇野町	224円	52,529円
越後川口	171円	24,125円
広神	140円	65,776円
土樽	166円	37,449円
越後大和	190円	20,106円
越後大潟	331円	22,363円
頸城	131円	48,187円
神林	79円	46,003円
菅谷	148円	25,795円
鯖石	178円	28,730円
太郎代	151円	26,964円
越路	349円	15,923円
能生	366円	38,104円
青海	205円	31,136円
妙高高原	195円	27,445円
越後三和	124円	35,916円
越後小国	325円	25,444円
楡島	121円	48,339円
越後三国	67円	33,261円

越後松代	213円	36,654円
松之山	138円	51,183円
越後山北	624円	28,915円
越後片貝	306円	28,828円
乙	86円	40,001円
越後黒川	402円	14,825円
守門	116円	40,928円
城内	144円	32,296円
五日町	159円	49,376円
高柳	116円	27,262円
越後西山	127円	39,015円
越後中郷	87円	29,879円
妙高	229円	37,216円
梶屋敷	204円	37,180円
佐渡小木	432円	21,846円
佐渡相川	356円	12,234円
赤泊	120円	20,320円
佐渡金井	144円	15,174円
真野	184円	33,310円
名柄	138円	108,412円
栃尾南	62円	49,159円
越後野田	113円	21,616円
高士	145円	33,240円
越後築地	161円	23,283円
潟東	230円	22,145円
牧村	81円	19,688円
柿崎	185円	32,729円
越後吉川	171円	57,215円
赤倉	971円	41,814円
岩沢	348円	34,828円
秋山郷	33円	81,337円
佐渡畑野	266円	19,342円
羽茂	302円	22,273円
山梨県		
甲府	297円	36,525円
甲府北	866円	24,169円
甲府南	738円	62,158円
山梨吉田	667円	25,541円
都留	391円	34,208円
東山梨	421円	26,675円
大月局舎2	731円	26,407円
韮崎	410円	18,526円
勝沼	499円	40,209円
石和	6,235円	23,342円
鰍沢青柳	340円	14,855円
身延	377円	23,660円
新竜王	640円	74,325円
山梨昭和	459円	19,357円
田富	479円	70,809円
小笠原	424円	25,914円
忍野	391円	18,512円
山中湖	413円	15,797円
上野原局舎	439円	47,295円
敷島	590円	95,181円
塩山	416円	23,024円
春日居	324円	25,999円
市川大門	415円	24,515円
山梨白根	260円	21,636円
山梨双葉	457円	23,611円
山梨高根	306円	39,986円
長坂	144円	16,124円
山梨大泉	349円	36,942円
山梨曾根	324円	42,250円
小淵沢	134円	20,529円
河口湖	501円	17,600円
山梨八代	333円	19,063円
甲斐明野	368円	10,379円
山梨一宮	266円	30,105円
中富	343円	16,354円
南部	646円	25,216円

越後松代	206円	28,654円
松之山	129円	37,429円
越後山北	565円	24,840円
越後片貝	295円	25,313円
乙	62円	36,137円
越後黒川	386円	12,583円
守門	109円	33,314円
城内	156円	27,624円
五日町	149円	44,443円
高柳	106円	23,649円
越後西山	114円	34,258円
越後中郷	82円	26,486円
妙高	214円	28,538円
梶屋敷	187円	31,166円
佐渡小木	394円	18,488円
佐渡相川	308円	14,439円
赤泊	99円	16,377円
佐渡金井	136円	14,063円
真野	169円	29,551円
名柄	127円	94,475円
栃尾南	50円	38,325円
越後野田	99円	15,048円
高士	124円	31,645円
越後築地	133円	41,343円
潟東	205円	20,057円
牧村	66円	17,245円
柿崎	181円	27,232円
越後吉川	163円	36,363円
赤倉	877円	26,671円
岩沢	332円	28,030円
秋山郷	28円	79,136円
佐渡畑野	193円	13,760円
羽茂	252円	16,919円
山梨県		
甲府	287円	30,865円
甲府北	797円	19,930円
甲府南	723円	56,037円
山梨吉田	635円	22,802円
都留	347円	30,813円
東山梨	396円	22,272円
大月局舎2	740円	22,632円
韮崎	367円	16,121円
勝沼	474円	36,299円
石和	5,569円	21,690円
鰍沢青柳	338円	14,048円
身延	348円	21,088円
新竜王	583円	67,598円
山梨昭和	435円	70,547円
田富	463円	43,956円
小笠原	395円	22,698円
忍野	375円	10,480円
山中湖	504円	14,183円
上野原局舎	429円	30,676円
敷島	575円	89,838円
塩山	395円	20,394円
春日居	296円	23,110円
市川大門	391円	21,643円
山梨白根	249円	19,478円
山梨双葉	425円	21,288円
山梨高根	293円	35,789円
長坂	131円	14,905円
山梨大泉	311円	34,988円
山梨曾根	294円	38,331円
小淵沢	126円	21,525円
河口湖	483円	15,417円
山梨八代	313円	17,358円
甲斐明野	312円	12,219円
山梨一宮	262円	84,787円
中富	315円	14,980円
南部	584円	22,544円

	須玉	446円	18,833円
	白州	318円	9,842円
	下部	382円	8,772円
	大月東	638円	7,984円
	山梨六郷	388円	46,557円
	山梨清里	394円	34,175円
	鳴沢	102円	28,487円
	大目	481円	10,707円
	小沼	492円	7,413円
	田富局舎2	479円	82,466円
	牧丘	295円	35,657円
	山梨平野	282円	18,062円
	早川	161円	7,919円
長野県	信濃吉田	772円	28,705円
	後町	610円	38,450円
	南長野	544円	35,671円
	信濃古里	340円	22,667円
	大豆島	459円	23,220円
	村井	845円	20,321円
	西松本	247円	13,367円
	南松本	973円	23,977円
	信濃上田	457円	38,029円
	信濃大屋	556円	12,221円
	信濃塩田	598円	23,478円
	岡谷	342円	35,912円
	飯田	500円	37,006円
	信濃山本	401円	22,017円
	諏訪	479円	17,786円
	須坂	521円	24,673円
	小諸	273円	23,903円
	伊那	416円	28,572円
	駒ヶ根	497円	20,085円
	信濃中野	447円	25,999円
	信濃大町	262円	25,178円
	信濃茅野	387円	21,649円
	塩尻	675円	16,876円
	更埴	450円	9,382円
	信濃佐久	431円	14,668円
	岩村田	375円	26,692円
	軽井沢	1,680円	11,682円
	中軽井沢	286円	13,922円
	丸子	142円	12,135円
	東部	361円	19,832円
	下諏訪	521円	17,780円
	辰野	358円	21,481円
	箕輪	348円	25,051円
	豊科	502円	28,586円
	穂高	573円	14,804円
	白馬	222円	14,731円
	坂城	308円	19,456円
	戸倉上山田	468円	14,442円
	野沢温泉	141円	17,043円
	松本東館	742円	17,379円
	浅間	1,621円	15,508円
	信濃飯山	258円	11,178円
	御代田	240円	20,392円
信濃富士見	553円	19,974円	
信濃原	316円	21,939円	
信濃阿南	156円	27,068円	
木曾	338円	28,119円	
明科	375円	20,183円	
生坂	142円	6,367円	
波田	558円	17,265円	
信濃三郷	534円	12,873円	
信濃池田	208円	25,966円	
神城	260円	38,416円	
小布施	426円	22,445円	
湯田中	371円	23,650円	
信濃豊野	488円	37,628円	

	須玉	398円	18,214円
	白州	284円	19,237円
	下部	354円	6,583円
	大月東	589円	7,182円
	山梨六郷	363円	43,021円
	山梨清里	371円	27,560円
	鳴沢	93円	25,622円
	大目	395円	10,206円
	小沼	469円	6,668円
	田富局舎2	463円	62,517円
	牧丘	272円	31,314円
	山梨平野	255円	17,307円
	早川	139円	8,163円
長野県	信濃吉田	758円	28,936円
	後町	597円	36,283円
	南長野	522円	33,044円
	信濃古里	296円	18,704円
	大豆島	415円	21,484円
	村井	825円	19,200円
	西松本	224円	11,971円
	南松本	911円	25,388円
	信濃上田	441円	30,338円
	信濃大屋	555円	36,984円
	信濃塩田	586円	20,621円
	岡谷	330円	40,046円
	飯田	473円	28,884円
	信濃山本	372円	22,933円
	諏訪	431円	15,679円
	須坂	522円	22,910円
	小諸	259円	21,819円
	伊那	331円	31,521円
	駒ヶ根	446円	20,122円
	信濃中野	409円	27,914円
	信濃大町	252円	28,760円
	信濃茅野	370円	19,507円
	塩尻	679円	14,716円
	更埴	390円	7,923円
	信濃佐久	406円	17,158円
	岩村田	377円	24,097円
	軽井沢	1,703円	16,532円
	中軽井沢	281円	13,272円
	丸子	139円	15,449円
	東部	345円	17,408円
	下諏訪	516円	15,736円
	辰野	331円	19,814円
	箕輪	336円	23,818円
	豊科	488円	25,409円
	穂高	556円	14,072円
	白馬	212円	13,045円
	坂城	297円	20,346円
	戸倉上山田	433円	12,568円
	野沢温泉	120円	18,244円
	松本東館	719円	15,827円
	浅間	1,613円	16,596円
	信濃飯山	233円	10,530円
	御代田	238円	19,478円
信濃富士見	525円	19,432円	
信濃原	188円	19,375円	
信濃阿南	140円	24,629円	
木曾	301円	22,883円	
明科	369円	18,072円	
生坂	118円	31,796円	
波田	537円	16,832円	
信濃三郷	521円	12,226円	
信濃池田	201円	23,317円	
神城	242円	23,693円	
小布施	422円	28,376円	
湯田中	352円	21,200円	
信濃豊野	472円	36,915円	

飯綱	448円	41,672円
平岡	189円	48,120円
上松	263円	21,108円
木曾檜川	351円	30,519円
四賀	298円	15,633円
梓川	225円	27,225円
小谷話交換	329円	19,688円
七二会	45円	23,738円
若穂	219円	32,449円
信濃松代	296円	20,135円
浦里	129円	13,202円
信濃常盤	73円	35,108円
臼田	237円	18,803円
高野町	146円	27,255円
野辺山	57円	24,800円
南軽井沢	172円	18,863円
望月	155円	11,560円
信濃芦田	78円	20,856円
信濃長門	112円	14,197円
真田	91円	24,067円
武石	88円	18,550円
青木	114円	14,498円
高遠	293円	17,235円
信濃小野	84円	31,194円
飯島	257円	26,412円
信濃宮田	240円	28,235円
信濃松川	288円	23,727円
市田	324円	17,985円
阿智	106円	16,339円
麻績	129円	21,123円
信濃山形	113円	18,236円
信濃朝日	103円	20,800円
信濃有明	317円	13,784円
木島平	39円	25,848円
信濃町	209円	24,215円
信濃牟礼	134円	29,432円
信濃栄	26円	31,197円
狐島	578円	27,823円
蓼科	477円	15,489円
竜丘	646円	18,979円
柺池高原	234円	25,281円
南蓼科	654円	37,891円
浅科	404円	16,922円
三岳	225円	10,862円
遠山	164円	40,026円
鬼無里	236円	19,731円
喬木	448円	12,101円
戸隠	155円	50,720円
高府	112円	24,946円
信州新町	575円	24,573円
信濃下条	192円	14,455円
信濃西条	398円	14,675円
信濃大桑	187円	16,872円
信濃中川	91円	28,294円
信濃豊田	446円	26,222円
信濃和田	267円	8,054円
菅平	266円	44,023円
南木曾	303円	31,442円
八千穂	304円	25,555円
北御牧	403円	14,713円
野尻湖	564円	60,821円
藪原	302円	27,415円

飯綱	370円	37,962円
平岡	171円	48,495円
上松	240円	22,880円
木曾檜川	321円	18,177円
四賀	268円	19,023円
梓川	219円	29,899円
小谷話交換	297円	43,080円
七二会	39円	14,838円
若穂	200円	30,389円
信濃松代	288円	20,658円
浦里	125円	60,315円
信濃常盤	70円	31,689円
臼田	220円	21,347円
高野町	137円	28,477円
野辺山	46円	22,154円
南軽井沢	157円	16,667円
望月	154円	13,857円
信濃芦田	75円	22,842円
信濃長門	95円	13,948円
真田	39円	25,543円
武石	80円	18,612円
青木	101円	60,340円
高遠	275円	14,024円
信濃小野	77円	31,876円
飯島	242円	28,939円
信濃宮田	241円	95,141円
信濃松川	268円	26,712円
市田	302円	19,084円
阿智	94円	15,927円
麻績	119円	19,962円
信濃山形	108円	18,648円
信濃朝日	98円	20,523円
信濃有明	304円	13,574円
木島平	35円	23,005円
信濃町	185円	21,706円
信濃牟礼	125円	27,900円
信濃栄	20円	42,390円
狐島	524円	25,703円
蓼科	417円	35,604円
竜丘	608円	18,028円
柺池高原	205円	23,163円
南蓼科	543円	33,000円
浅科	383円	19,569円
三岳	203円	36,309円
遠山	148円	43,441円
鬼無里	202円	41,901円
喬木	391円	13,580円
戸隠	138円	46,203円
高府	105円	15,028円
信州新町	536円	23,893円
信濃下条	176円	14,238円
信濃西条	360円	14,544円
信濃大桑	170円	15,480円
信濃中川	84円	26,951円
信濃豊田	410円	24,592円
信濃和田	231円	32,038円
菅平	248円	39,894円
南木曾	275円	22,699円
八千穂	289円	49,284円
北御牧	384円	14,455円
野尻湖	459円	55,789円
藪原	272円	64,046円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
 - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	32,905 円
青森県	21,597 円
岩手県	86,394 円
宮城県	51,273 円
秋田県	27,766 円
山形県	45,610 円
福島県	38,118 円
茨城県	33,398 円
栃木県	39,084 円
群馬県	31,849 円
埼玉県	35,617 円
千葉県	34,611 円
東京都	56,371 円
神奈川県	63,278 円
新潟県	42,085 円
山梨県	23,657 円
長野県	30,633 円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
 - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	33,036 円
青森県	21,964 円
岩手県	76,235 円
宮城県	49,562 円
秋田県	27,188 円
山形県	45,931 円
福島県	36,757 円
茨城県	35,579 円
栃木県	39,235 円
群馬県	32,807 円
埼玉県	38,252 円
千葉県	35,283 円
東京都	56,221 円
神奈川県	65,762 円
新潟県	40,048 円
山梨県	24,321 円
長野県	30,793 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	145 円
青森県	133 円
岩手県	230 円
宮城県	234 円
秋田県	155 円
山形県	137 円
福島県	203 円
茨城県	172 円
栃木県	197 円
群馬県	202 円
埼玉県	216 円
千葉県	(略)
東京都	381 円
神奈川県	300 円
新潟県	175 円
山梨県	242 円
長野県	161 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額696円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	144 円
青森県	134 円
岩手県	202 円
宮城県	228 円
秋田県	157 円
山形県	136 円
福島県	195 円
茨城県	178 円
栃木県	196 円
群馬県	201 円
埼玉県	220 円
千葉県	(略)
東京都	383 円
神奈川県	305 円
新潟県	185 円
山梨県	241 円
長野県	163 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額685円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区 分		単 位	負担額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (16,814 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,210 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	207 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区 分		単 位	負担額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,968 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,372 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	218 円

別表 1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（ <u>手動によるものを除きます。</u> ）	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
手動交換機能	<u>手動により相互接続通信の交換等を行う機能</u>	<u>この機能の接続可否については、技術的条件集別表 1 に規定します。</u>
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表 2～4 (略)

別表 1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表 2～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	3,699円	_____

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	2,641円	_____

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、地域指定特定番号着信機能（以下「ナビダイヤルサービス」といいます。）、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）に規定する加入者交換機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 この改正規定実施の際（平成12年3月6日）現に、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもののうち、協定事業者と接続する通信路設定伝送機能については、以下の料金表を適用します。

料金表第1表第1（網使用料）1適用（10）の規定は、以下の料金表に適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの	10,345円 9,349円

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）に規定する加入者交換機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 この改正規定実施の際（平成12年3月6日）現に、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもののうち、協定事業者と接続する通信路設定伝送機能については、以下の料金表を適用します。

料金表第1表第1（網使用料）1適用（10）の規定は、以下の料金表に適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの	11,985円 10,784円

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの <u>130円</u>	<u>1,346円</u>	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの <u>180円</u>	<u>1,742円</u>	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分	料金額	備考
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの <u>8,909円</u>	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分	料金額	備考
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの <u>10,154円</u>	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）
（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単料料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,510,174円	1,504,474円	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,466,007円	1,460,307円	
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,078,826円	2,070,851円	
			デュアルクラスのもの	2,034,659円	2,026,684円	
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,656,073円	5,633,758円	
			デュアルクラスのもの	5,611,906円	5,589,591円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）
（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単料料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,939,837円	1,929,727円	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,807,337円	1,797,227円	
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,516,476円	2,502,881円	
			デュアルクラスのもの	2,383,976円	2,370,381円	
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,355,446円	6,318,671円	
			デュアルクラスのもの	6,222,946円	6,186,171円	

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設備及び末端回線を受容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの				
			11,400円	88,334円			
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの				
			11,400円	44,167円			
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの		15,950円	88,334円
				デュアルクラスのもの		15,950円	44,167円
599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	44,630円	88,334円				
	デュアルクラスのもの	44,630円	44,167円				

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設備及び末端回線を受容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの				
			20,220円	265,000円			
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの				
			20,220円	132,500円			
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの		27,190円	265,000円
				デュアルクラスのもの		27,190円	132,500円
599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	73,550円	265,000円				
	デュアルクラスのもの	73,550円	132,500円				

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1 （略）
- （経過措置）
- 2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,191,222円	1,188,240円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,345円	9,349円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	380円	4,039円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,346円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1 （略）
- （経過措置）
- 2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,125,626円	1,122,023円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	11,985円	10,784円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	540円	5,225円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	180円	1,742円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,186,920円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	8,909円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

4 （略）

(1) 適用 （略）

(2) 料金額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
光 信 号 電 気 信 号 変 換 機 能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,532円
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,532円
			ウ アイ以外のもの	1,578円

(2) 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,120,134円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,154円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

4 （略）

(1) 適用 （略）

(2) 料金額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
光 信 号 電 気 信 号 変 換 機 能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	2,181円
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	2,181円
			ウ アイ以外のもの	2,246円

附 則（平成 27 年 4 月 10 日東相制第 14-00098 号）

（実施時期）

1～2 （略）

3 第 74 条の 2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 25 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	1 件ごとに	13.66 円			
優先接続受付手数料	1 変更ごとに	172 円			
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号ごとの 1	25 円	
		(イ) 加 算額	① 成功検索ごとに	3 円	
			②	5 円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	6,192 円		
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1 件ごとに	28 円		
	イ欄	1 件ごとに	76 円		
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	654 円		
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	218 円		

（手数料の遡及適用）

4 料金表第 2 表（工事費及び手数料）第 2（手数料）2（手数料の額）2-1（手数料）第 31 欄、第 33 欄ウ(イ)欄及び第 34 欄に規定する手数料については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備考	
接続工事等時刻指定手数料	1 件ごと とに	平日夜間	14,312 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します
		平日深夜	22,430 円	
		土日祝日夜間	14,858 円	
		土日祝日深夜	23,166 円	
テーブル分散による光信号端末回線の確認及びテーブル分散可否調査費	ウ(イ)欄	1 区間ごとに	3,065 円	平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
申込者情報確認結果即時通知手数料	月額	1,661,964 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	

附 則（平成 27 年 4 月 10 日東相制第 14-00098 号）

（実施時期）

1～2 （略）

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第 75 条（工事費及び手数料等の遡及適用）に規定する工事費、手数料及び負担額（第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）第 2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第 1 号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第 1 表（接続料金）第 2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表 5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則（平成 22 年 7 月 30 日東相制 10-56 号）、附則（平成 23 年 3 月 31 日東相制 10-7088 号）及び附則（平成 26 年 4 月 9 日東相制 13-0106 号）に係るものについては、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 28 年度に適用するものに限り）は、利益対応税率を 0.5298 とし算定します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

3 第 74 条の 2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 26 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料		1 件ごとに		13.75 円	
優先接続受付手数料		1 変更ごとに		218 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号ごとの 1	5 円	
		(イ) 加	成功検索ごとに	1 円	
		算額		②	2 円
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		6,169 円	
	イ欄	1 通信用建物ごとに		1,157 円	
	ウ欄	1 通信用建物ごとに		1,918 円	
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1 件ごとに		29 円	
	イ欄	1 件ごとに		79 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		654 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		221 円	